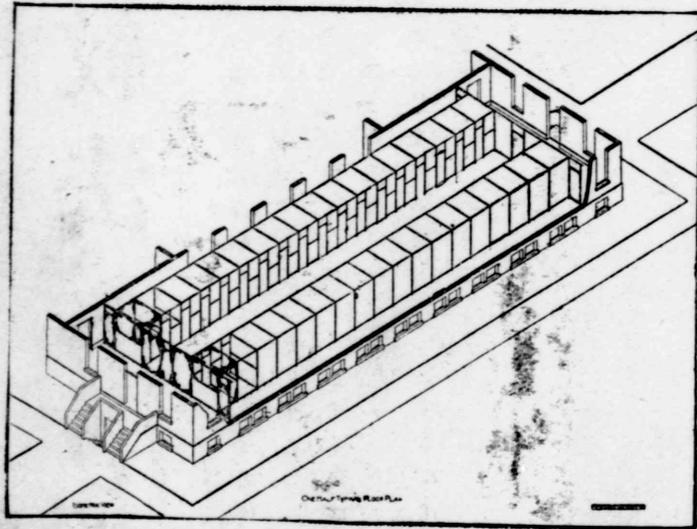
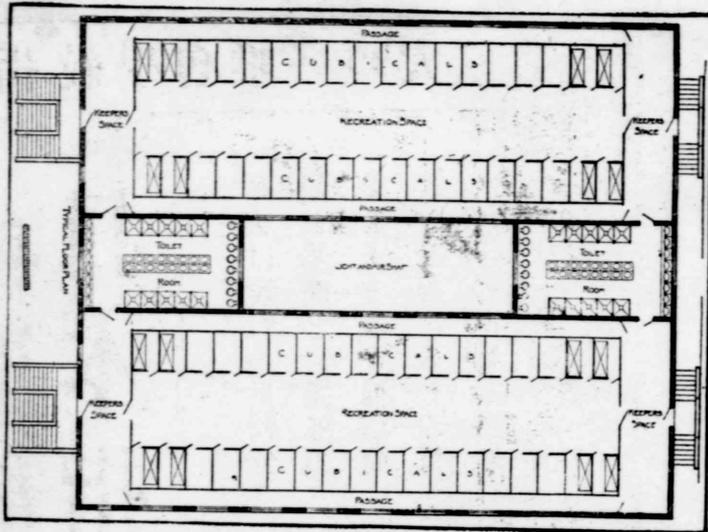


刑政

刑務協會發行

第拾號 第七卷

大正十三年十月一日發行(每月一回一日發行)



各者刑受し爲を備設的的衛生對に者刑受はに爲るむしらす物産生を業作所務刑
 市けるけに鳥スーカツリ市育組は圖本。るあてきべす力努にるす進増を率能の個
 面平の等庭中の氣換光採び及室雑化・室安慰・室寢小の内舍房を在に所務刑園農立
 等止防觸接体肉又活快てしに楚清に何如の等室寢小等此よ見。るあて圖体立に並
 をるあつし意注に

指紋學會唯一の大原典出づ

司法部指紋部編纂

日本指紋法

四六版裝幀美天金アート刷
 寫真版百頁總頁數參百五十頁
 定價金二圓 内地送料十二錢

本書は現行の指紋分類を基礎とし従來の繁を去り素を補ひ簡要宜を得たるもの苟も紋指の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明されるゝことあるべし

◀色特の書本▶

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出來ぬ
 - 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
 - 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず
- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
 - 二、分類上基礎確立したること
 - 三、指紋法の革命たる觀あること
 - 四、實物指紋及圖解豊富なること
 - 五、分類統一の使命を有すること
 - 六、實費を以て提供すること

九五〇五二京東座口替振 會協務刑省法司 所行發
 四三九二。三三九二山青話電

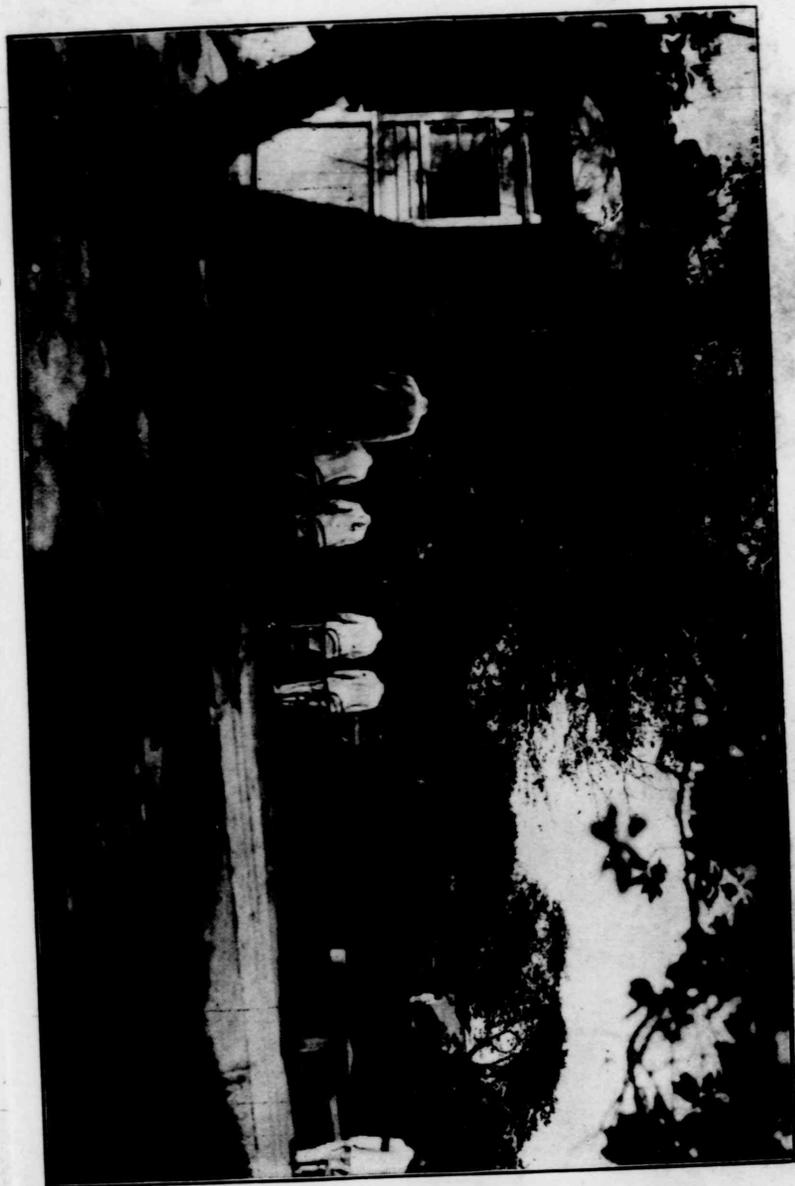


へ 刑行發自りよ 刑行譯 馱

實務家の中には翻譯行刑より自發行刑へ移らねばならぬと力説して居る人がある。然り、行刑が國情を離れて、その妙諦を發揮し得ざることには翻譯者流と雖よく之を認むるところである、されど現今の行刑に於て翻譯者流の眼に自發的行刑なりと影ずる刑の執行が果して、いくつあるであらうか。恐らく翻譯者流をのゝしる行刑實務家その人が翻譯行刑の圈内に誘はれつゝあることは否定出来ぬ事實であらう。

茲に於て、吾人は外國行刑を注入する總ての學究、翻譯行刑をのゝしる老練なる實務家達に夫れ／＼要求するところなかるべからずである。學究達よ自發的行刑の獻立なきに悲觀しないで、その研究するところより我が國情に添ふ行刑を編み出すことに努力せよ。翻譯行刑を卑下する實務家達よ。知らず識らずの中に外國の亞流を汲むに至るは我が行刑界の恥辱である。偏すると雖翻譯者流の紹介するところを玩味し、之を他山の石として、自己に出でたる發案を提示して總ての行刑家に計れ。しかすればのゝしらるべき翻譯者流とのゝしる實務家が融合して自發行刑に入る時代を劃するであらう。

號拾第 卷七拾參第



震災の爲め教誨堂のなくなつた小宮刑務所では構内の適當な場所に收容者を集めて先頭の歴史記念日の式典を舉げました。



刑政 第參拾七卷第拾號 目次

口 續 リツカリス島に於けるニウヨーク市立農園刑務所房舎
 翻譯行刑より自發行刑へ マドリッド 大學教授 キンチリアーノ・サルダーナ (三)

西班牙に於ける犯罪人の改善政策 司法省囑託 工學士 前田 靜雄 (二)

行刑作業に就て 司法書記官 寺崎 亮 (二)

懲罰の研究 豐多摩刑務所長 教諭師 藤 木 勝治 (三)

行狀審査に關して疑問を述べ 西大門 硯 木 法 林 (三)

教化用に蓄音機を使用するに就ての疑惑 豐多摩 硯 藤 木 勝治 (三)

行刑上の先決問題に就て 豐多摩 硯 藤 木 勝治 (三)

行刑中に於ける死者の取扱に就て 眞鳴、教諭師 加 藤 抄 榮 (四)

受刑者善導論 米國ジョージア州の刑務所 青 柳 抄 榮 (四)

アルコール中毒は豫防し得る疾病 同 井 郷 三 譯 (四)

裁判官と假釋放法 モルガンザ視察記 教諭師 野 尻 生 譯 (五)

圖書運用の方法に就て 教諭師 尾 原 靜 乘 (五)

教化用映画に對する感想 茶 話 (六)

茶 話 (六)

叙 任 (六五)

刑 務 令 規 (六八)

西 南 北 (七二)

卷 頭 言

會 報
 第十六回刑務官練習所の開始
 洋航中の辻理事よりの消息
 主事の更迭
 茶 話 會 (七)

西班牙に於ける犯罪人の改善政策 (續)

マドリッド大學教授 キンチリアーノ、サルダーナ

一八 オカーナ矯正院 (一九一四年)

A、沿革——十七世紀以前のものであり、嘗ては騎兵の兵營ともなり、また或る時期の間旅舎としても使用されて居た一つの古い脩道院が變遷してオカーナの刑務所となつた。この刑務所に初めて收容されたものは(一八八三年一月二日)嘗てマドリッド模範刑務所の建築に使用された四百名の受刑者であつた。「中央刑務所」又は「國立刑務所」と呼ばれた部類に屬するこのマドリッド刑務所が建築されたのは、それ故に一八八三年であつた、そして一幼年刑務所の設立が考案されたのも一實現はされなかつたが、これと同時代であつた(一八八一年七月十三日附敕令)。この計畫は現行制度の前身、即ち三十年後に至りて漸く實現するに至つたこの光榮ある變遷の忘れられたる前身である。この期間中に建物は完全に改脩され、一九二二年四月十二日の一部火災後更らに改築されて、今日では我國刑務所の中で最も美術的なものであり、且つ世界の最も立派な刑務所の一つなのである。この

刑務所は六百人の受刑者を收容し得る。そしてこゝに成年矯正院の設置されたのは一九一四年である（一九一四年十月三十日附敕令）。

B、收容者——當所に收容せらるゝものは、二十歳以上三十歳未満にして、重懲役（六年以上十二年以下）、重禁錮（六年以上十二年以下）若しくは輕懲役（六月以上六年以下）に處せられたる非累犯者にして前科なき者、並びにアルカラの幼年犯人徒弟學校に於て二十三歳に達して未だ刑期を滿了せざる者である（一九一五年十月十四日附敕令第一條第三條）。

C、制度 (Régime) ——法律は制度に就て別に煩瑣な規定をして居ない。一九一四年十月三十日附敕令によれば（第四條）、要するにこの矯正院の制度は、凡ての可能な進歩と改善とを伴つた近代式矯正院のそれと同一だといふだけのことである。この規定の不精密は一面に於て確かに一つの欠點ではあるが、しかし、これがために却つて院長その人の創意と經營能とを自由に活躍せしむべき長所を有つて居る。即ちこれがあるがために、院長は自己の意見によりて、自由にその事務の配合をなし、施設の改廢を行ひ得るのであつて、彼れが院と院生との改善を徹底的に實行し得るのは、全くこの制度に關する規定の簡索性によるものである。従つて院長の權力は、結局、法律の實際上の欠點を補正する點にまで及ばねばならぬ。

D、所遇 (traitement) ——所遇は凡て「在院者の行狀、勞働、教育、道德上の實踐、體育及び知育に基いて進展及び退展を決する階級制度に從つた徹底的改善主義による」ものである（上記敕令第三條）。こゝにもまた前項と同一の欠點と長所とが存する。

E、期別 (Lag Periods) ——矯正院に於ける有罪判決の執行は、準備 (preparation) 進展 (avance-ment)、退展 (regression) の三期に分たれる（第六條）。従つて、それは、大體に於て、スペインの傳統の中に存した——前に説明したがごとく——階級制度によるものである。そしてこの三期別はアメリカの制度に於ける「三級別」(three degrees)、即ちエルミラ矯正院の「階級別」(classes)——第二（觀察又は中間の階級）、第一（上進の階級）、第三（逆行又は懲罰の階級）——に相當するのであるが、私にはこゝにオカナー矯正院の特殊制度によりてこの一般制度に加へられた改脩に就て一言しよう。

F、第一期——「準備期は獨房に於て經過する。期間は三ヶ月乃至六ヶ月である。在院者は一ヶ月二回、彼れの家族及び友人と面會し得る。彼には同一期間内に三回信書の發送が許される」（上記敕令第七條）。即ちそれはアメリカ主義の「第二級」に相當するものであつて、その絶對的期間もまた同一であるが（六ヶ月）、しかし、そこは更らに相對的期間を存する、即ち「言渡されたる刑が八ヶ月に満たざる場合には、準備期は刑期の四分の一に減ぜられる」のである（同上第二項）。しかし、この動的制度を正當ならしめるために、その運用の技術は錯綜して居る。即ちこの期間はまた同時に「觀察期」と呼ばれるのである、何故なれば「行狀次第でこの期から退展期に移されることとなるからである。不良の行狀は、常に在院者をして、或る期からより劣等な期に逆行せしむるか、若しくは不定期に退展期に止まらしめることとなるであらう」（第九條第二項）。この不定期の方式は固より全然相對的のものであつて、而かも言渡されたる刑期の範圍内に於ける不定期に關するものである。この第一期は我が一般階級制即ちスペインの傳統的制度に於ける第一期に正確に相當するものであつて、「獨房期又は準備期（一九一四年十二月二十八日附施行細則第二條）である。そしてこの最後の名稱（準備期）は今日確定的となつて居る。

G、第二期——進展期が即ちそれであつて、「この期は共同生活（雑居）に於て経過する、そしてそれは刑期の四分の三を満了するために残されたる期間中繼續するのであつて、この期に属する受刑者には一週一回の面會と一ヶ月五回の信書の發送が許可される（上記敕令第七條第三號）。この期は、前述するがように、アメリカの制度に於ける「第一級」に相當する。してスペインの一般階級制に於ては、第二期即ち「産業期」(industrielle)と、第三期即ち「中間期」(intermédiaire)との二つの期に相當するのである。

H、第三期——「進展期は不定期である。この期に属する者の退期は、その者の行狀に照らして懲戒委員會 (Junta de disciplina) が、それを至當と認められた時に行はれる。この期間中に於ける面會及び書信の許可は、懲戒委員會の審議によりて決せられる。——この期は行刑制度に於ける系統的懲罰の綜合を代表するものである、何故なれば、「不良の原因によりて他の二期から貶黜された者と懲戒に服するものとは、凡てこの期に属するからである」（第七條第四項第五項）。この第三期に正確に相當するものは、アメリカ矯正院の「第三級」即ち不良の行狀に因りて退級する階級である。我が一般階級制の中にはこれに相當する期若しくは級を存せない、何故なれば、「退展」に該當する者は、その刑期の満了に至るまで、それぞれ所定の三期、二期若しくは一期に留まることになるからである（細則第七條）。

—終局狀態 (Situation finale)——理論的には、この感化過程の三期以外に——しかし實際は第二期中に——各在院者に對し、我々が「詮衡期」(de propositions)と名付けようとする一つの可能的終局狀態が生じ得る。即ち刑期の四分の三を経過し、その間毫も批難せらるべき行狀を存せなかつた者は、從來一般に所謂の第四期と稱せられたる時期に轉移する。そしてこの時期に達したる者に對しては、専ら條件附釋放の提議が詮議されることになるのである（第八條）。それ故に、正確に言へば、この時期は、條件附釋放の期待される狀態にある時期であるが、しかしこの狀態は決して自動的に到來するものではなく、常に懲戒委員の詮衡に待たなければならぬものである。この點に關する法律の用語は稍不明ではあるが——而かも一見矛盾して居るようになさへ思はれるが——しかし、その意味は極めて明瞭である。即ち法律は次ぎのごとく規定する——「刑期の四分の三を経過し且つ現に進展期（第二期）に属する者にして、未だ條件附釋放の恩典を受くるに値せず、而も反對に降等 (retrograder) せらるべき（第三の退展期に）原因をも有せぬ者は、上記第三期に留まる」（しかし、そこには用語の誤りがある——この「第三期」の下に、立法者は恐らく一般階級制の第三期即ち「中間期」を考へていたのであらうが、私の考へでは、寧ろこの矯正院の特別制度の「第二期」と規定すべきであつたのである）。彼等は、彼等に對する上記條件附釋放の提議が承認せらるべき理由の生ずる時機まで……この期に留まるか、然らざれば、特に期間を延長せらるべき事由を生ぜざる限り、その刑期の満了する時機まで、この期に留まるべきものである（第八條第二項）。

J、極點 (L'apogée)——しかく自由な制度の下に、法律の煩瑣なる規定に束縛されることなき適切な所遇の適用により、アルカナ一成年矯正院は嘗てスペインに於ける第一位のものであり、またヨーロッパに於ける最も完全なるもの、一つであつた。恐らくこの矯正院は他の何れよりも、エルミラのアメリカ式典型により多く接近したものである。そして一九一四年から一九一九年に至る五ヶ年間に於て、この事業を大成したものは、前院長ジュアン・アルヴァレー・ロブレン氏（一九二二年末バル

スロースにて死去」と前理事ニコラス・ナブラス氏(現アルカラ感化院長)とであつた。爾後、アルカラ矯正院の異常なる發達に比して、やゝ遜色あるものとなつたとは言ふものゝ、オカナー矯正院は尙ほその道德的位相に於ては毫も彼に譲るところはない。この矯正院が嘗て火災のために一部烏有に飯したかの大災厄の日に於て、一つの集合的逃走が期待され得たにも關らず、凡ての受刑者は敢てこの擧に出でず彼等の凡ては、それ〴〵その部署に應じて、消防のために目醒ましき活動を續けたのであつた。そして彼等の行状は、政府の特別なる恩典によりて表彰された(一九二二年五月三十一日附敕令)。かくて、理論家としての我々は、スペインの矯正院によりて獲得されたその積極的結果に於て、かの所謂る效果刑(Pena de resultado)に關する一般の理論の實用的顯證を見出し得るのである。

一九 矯正院に於けるアメリカ式とスペイン式

スペイン式は、またアメリカ式の一類型である。兩型式の特性は、その行刑制度の三級若しくは三期を通じて認められる。しかし、結局は、兩制度が敢てその要點を異にするものでないことは、次ぎに列擧するその對立的説明によりて明らかにされるであらう。

アメリカ主義

(級)

第二級

(階級別—Hierarchie—の意味を有せざる時間的關係に於ける初級。即ち觀察の階級、下級、又は中間級(Tower first or neutral grade)——期間は凡てに對して確定的(六ヶ月)。

スペイン主義

(期)

第一期

(階級別の意味を有せざる時間關係に於ける初期。即ち「準備期」又は「觀察期」(オカナー)——觀察の階級(アルカラ)——期間は凡てに對して確定的(オカナーに於ては三ヶ月乃至六ヶ月、アルカラに於ては一ヶ月又は二ヶ月)。

月)。

第一級

(階級別に於ける——時間の關係に於ては第二又は第三)——「上級又は顯證級」(Cupper first or Probationary grade)。期間の最小限は凡てに對して確定的(放進前一ヶ年半)。併し刑期と關係はない。從て刑期との關係に於てはこの等級は無制限である(相對的若しくはアメリカ式「不定期刑宣告」の唯一の支点はこゝに存する)。

第三級

(階級別に於ける。——時間の關係に於ては第二又は第三級)——「最低級又は懲罰級」(Lowest or convict grade)。期間は下限に於て確定的であるが(三ヶ月乃至十二ヶ月)上限に於ては不確定であつて、たゞ刑の法定期間によつて制限されて居るだけである(この点に於て、矯正主義の徹底的發展によりて要求さるゝ、絕對的不定期刑宣告の法律的障礙が見出される)。

終局的地位

受刑者が四ヶ月又は六ヶ月第一級に留まる場合に、裁判所(Parole Court)は假釋放(Libention on Parole)を提議する。假釋放は凡ての者に對して確定期間を以て許される(六ヶ月)この許可は各釋放者に對して殊別的であらう(Graduating)。その権限は理事會(Board of Managers)に屬する。確定的釋放の許可及び條件附釋放(假退院)の取消もまた等しく理事會の職權に屬する。

月乃至六ヶ月、アルカラに於ては一ヶ月又は二ヶ月)。

第二期

(時間の關係に於ける。——階級別に於ては第一期)即ち「進展期」(オカナー)又は「進展級」(アルカラ)——期間の最小限は、凡ての受刑者に對して確定的(刑期の四分の三)、從つてそれは刑期によりて限定される(相對的不定期宣告に就き、スペインに於て見出される法律上の唯一の障害はこの点である)。

第三級

(時間の關係及び階級別に於ける)——「退展期」(オカナー)又は「退展級」(アルカラ)——期間は凡てに對すると等しく各自に對して不確定であつて、たゞその最大限が言渡されたる刑期によりて制限されて居るだけである。(同様に又この点に徹底的矯正主義の要求する絕對的不定期刑宣告に對する法律的障礙が存在する)。

終局的地位

受刑者が第二期に留まつて、而かも刑期の四分の三を經過したる場合に、委員會は條件附釋放を提議する。條件附釋放は各受刑者に對し確定期間を以て許可される(言渡されたる刑期の四分の一)。この許可は凡ての國立刑務所の受刑者に對して一般的である。そしてその権限は國家に屬する。確定的許可の権限は委員會に屬し、取消のそれは國家に屬する。

これを要するに、アメリカ主義の第二級とスペイン主義の第一期とは、何れも凡ての者に對して確定的であり、且つ兩制度共その名稱に於て又期間に於てほぼ一致する。次ぎに前者の第一級と後者の第二期とは、また等しく確定的である——凡てに對すると（アメリカ）と各自に對する（スペイン）との違ひはあるとしても——。しかしこの場合、私は寧ろスペインの命名法を選びたい、そしてアメリカ式の絶對的確定主義よりも、寧ろスペイン式の相對的確定主義の方が優つて居ると考へる（しかし、スペイン法が期間の制限を設けたのは遺憾である、蓋しこれがために事情次第で釋放を早めるといふ譯けに行かなくなるからである）。最後に、アメリカの第三級とスペインの第三期とは、何れも不確定的であると同時にまた制限的である。この點に於て、兩制度はまた等しく不完全たり、不合理たることを免がれない。蓋しそれがスペインたると、アメリカたるとを問はず、苟しくも矯正の實を見ずして刑が満了したる場合には、常に社會に對する同一の危険が存せねばならないからである。終局的地位に於ける處遇に於て、兩制度は、更らにその基調を等しくするが、併しその手續に於ては相違する。何故なれば、アメリカのそれは自治行刑主義（*autonomie pénitentiaire*）によるものであり、スペインのそれは中央行刑主義（*centralisation pénitentiaire*）によるものだからである。

この米、西兩制度の對比から生ずる結論として、結局、兩制度に見出される差異は何れも非本質的のものであつて、その制度の本質的部分に於ては兩者は全く一致して居るのである。

二〇 不定期刑宣告と矯正院

不定期刑宣告がエルミナ矯正院の基本的原理を成すものであることは、アメリカに於て、スミス・

マクドナルド・ブロックウエー及びその他の權威によりて等しく高調されたところであるし、またスペインに於ても、ドラドー・モンテロー及びカダルドーによりて同様反響されたのであるが、併し、事實上不定期刑は單に矯正院の基礎の一つを成すものに過ぎない。そこには尙ほ一つの有力なる基礎が存在する。假釋放若しくは條件附釋放が即ちそれであつて、矯正院制度の中軸は寧ろこれに求められねばならない。我々は實際完全なる不定期刑宣告の絶對的信者ではあるが（固より完全なる不定期刑制度はまだ何處にも存在しない、アメリカとても同様である、何故なれば、アメリカの不定期刑はその長期に於て刑の法定期間によりて制限されて居るからである）、しかし、我々がこゝに確認せねばならぬことは、完全不定期宣告は、これを徹底的に考察すれば、條件附釋放に附加するに、矯正不能の場合に於ける刑期の未必的延長を以てするもの、従つて不合理なる刑期の法定制限の實利的撤廢を所期するものに過ぎないといふ點である。實際に於ては、不定期刑宣告は、矯正院の制度そのものに本質的なる何物をも寄與するものではない。矯正院の制度は不定期の理想が實現されなくとも、尙ほ完全に考察され、實現され得るのである。

累犯——現實的若しくは可能的の——撲滅政策は刑の個別化を豫想する、そしてまたこれと對應して、特別刑務所即ち矯正院に於ける所遇の個別化を豫想する。これと關聯して、不定期刑宣告は、また二つの實際的條件を假定せねばならぬ。即ち所遇の治癒的有效性と道德的治癒を保障する靈感作用（*dicamen*）の確實性とがそれである。然るに、不定期刑宣告はその何れをも招來するものではない。それ故に、不定期刑宣告を實施する以外に於て、尙ほ最善の矯正的效果を期し得べき完全なる矯正院が構成され得べきは、蓋し明白である。併し、不定期刑宣告の制度を欠ぐ場合には、例外的怪物たる

矯正不能の年少者を社會に送り出すべき危険を免がれないのであるから、私はこの場合、例外的に、アルカラ摸範矯正院に賦與するに、かの「留置條項」(Clause de retention)の特權を以てしたいと考へる。そしてそれは、摸範的な、而かも危険性のない在院者のために、その刑期の三分の一若しくは三分の二を經過すれば、法定期限の到來を待たずして特に條件附釋放を適用し得べき類似的權能がこの矯正院長に賦與されて居るのと交換的に、在院者の任意承諾の形に於て適用されることにしたいと考へる。瑞西の療養院に於て、生殖能の除去手術 sterilization が實施されたのも、またこの任意承諾によるものである)。

二二 要 約

スペインに於ける犯罪人の改善は、一つの先決問題を課する、即ち刑事人類學とその研究手段(刑務實驗室とその仕事)、記録(行刑記録)、及び實物教授(cliniques penitentiaires)の問題がそれである。併し、主たる問題は、固より近代式矯正院の直接的起原(アメリカ式矯正院)、その應化(様式の取捨)、並びにスペインに於けるその傳統的及び立法的前身の全般に亘りて考察された矯正院そのものであるとは言ふまでもない。我々が今日スペインに於ける犯罪人改善の基本的制度に到達したのは、漸時的計畫の下に於ける科學的及び立法的見地に基く研究の結果である。そしてこの基本的制度を構成するものは、階級制度と條件附釋放とであつて、この両者は二つながら疑ひもなくスペインにその起原を有するものである。わが矯正院は、公立たると私立たると、はた混成たるとを問はず、凡てこの二つの制度をその機能の典型とする。そして我々がわが矯正院中にアルカラ及びオカナの二院を有

することは、我々が正に世界に向て誇りとするところである。最後に、我々はアメリカ式とスペイン式との二つの感化院制度の對比を示すと同時にこの矯正院が不定期刑宣告の制度以外に、尙ほ考案され、實現され得る——そのためには任意承諾による「留置條項」が認められねばならないが——ものであることを論證した。本論の唯一存在理由である行刑立法政策は凡てこゝから發展する。即ちその矯正的效果がヨーロッパを驚嘆せしめたアメリカ式矯正院は、階級制度と條件附釋放とを結合した巧みな方法的運用によりて、不定期刑宣告を排斥する(人權及び市民權を迫害するものとしての考慮から)ラテン系諸國に於て、また完全に適用され得るのである。(完)

米國で問題になつてゐる

興味が多い犯罪試験

總ての犯罪は「感情及び意志を支配する小脳組織の缺陷に基くものである」といふので近頃米國の犯罪學者の間には感情試験といふ事が喧しく唱道實行されてゐる、その唱道者はホルン判事及ヒックソン博士の兩氏が共同してこの感情試験を十年間四萬人の犯罪人に試みた結果を発表して以來この感情試験はホルン、ヒックソンテスト——假にO.S.と呼ぶ——として頗る専門家の注目する所となつたが簡單にこのテストの結果をいふと安心ある者は悉く同種の反應があり又殺人犯にはそれ特有の

同様な反應があるといふことになる。さて小脳組織の缺陷者が意識的行爲をなす場合如何に正當にその行爲を考へようとしても思考と行爲とは一致しないO.S.テストによれば若い窃盜犯人に簡單な不平等の歪形五邊形の圖を示してこれと同様の圖を書けと命ぜられたらその悉くが家の圖を描いたとの事であるがこれは即ち理性の命令を感情が誤解したのである、理性と感情との聯合がビツタリ一致しないからこんな結果が生ずるのであつて、歪形五邊形を見て家の圖を描くものがあつたらその人は窃盜犯の素質があるものといつてよい又普通人ならば「家」若しくは「母」と

いふ言葉を聞けば先第一に「なつつかしい」といふ言葉が起るものだが小脳缺陷者は必ずしもさうでない、かゝる言葉の心理學上の所謂聯想作用を應用して普通人や罪人に試みたO.S.テストの例を次に擧る。
このテストに使用した言葉は帽子、ナイフ、馬、赤等であるが之に對して普通人の第一に頭に浮んだ言葉は頭、フオーク、動物、色である、然るに同様な四つの言葉を放火犯人に對して用ひた所その答はヘルメット、斧、消防隊、火事等何れも火事に關するものだけであつた、又殺人犯をも同様の四文字で試験した所が之は頭蓋、殺す、棺車、血といふ腥いものであつた。



行刑作業に就て

前田 静雄

(一)

行刑作業は營利を目的とする一般工業に於ける作業とは趣きを異にし刑罰執行の主要部分を占むるのである。然し乍ら營に行刑の目的、職業の訓練にのみ猛進することは出来ないものである。矢張り一般工業に於けるが如く収益の實を擧げて多少なりとも國庫が行刑遂行の爲め拂ふ負擔を軽減せしめ、又一步進んでは之が収益に依つて總てを支辨して行くことが望ましいことであると思ふ。

然し乍ら、作業の成績、並に収益の点にのみ重きを置きて本末を顛倒し、又之が爲め民業を壓迫するが如きことを惹起する様では甚だ望ましからぬ結果に到達するもので、此等の諸點を充分に考慮に入れ、且時勢に適應する作業を施行することが必要である。即ち是等のコンディションが一般工業と相違し行刑作業の難しい處であると思ふ。

今斯の如き見地よりして行刑作業に就て各種の條件、現在施行せられて居る作業の利害得失、今後進んで行くに適當と認めらるゝ基本方針に就て私見を披瀝して見やうと思ふ。

(二)

我が國に於ける行刑作業は最近に於て長大足の進歩發展を爲し廣汎なる範圍に亘り擴張を重ね亦行刑上の革新ありて作業方針に於ても舊套を脱し職業訓練が重要視せらるゝに至つたのである。

斯くして受刑者は彼自身に適應する職業を授けられ、其技術を修得して釋放せらるゝのであるから、釋放後は之に依つて生活の安定を得る一助とすることを得て再び邪路に踏み迷ふ機會を無からしめることが出來て、行刑の目的を達成し得るのである。

然るに、昔の行刑作業に就て見るに、各受刑者に對し如何なる作業が適當なるか、如何なる作業を訓練せば釋放後彼等が職を得て生活の安定を得らるゝや、又一般工業は那邊迄に時勢の進展に順應したるや、或は行刑作業は一般工業に對し如何なる程度に遅れ居れるや等の問題に就ては考慮せられずして等閑視せられた傾向のあつたことを認めるのである。従つて往年の行刑作業と謂はゞ何人と雖も機械、綑紮を連想するに過ぎない程職業訓練上價値のないものであつた。而して作業は唯刑罰的にのみ之を科せられ其業種の如きは更に念頭に置かれなかつたものである。

次に今日の行刑作業に就て見るに、其の進歩、改善の跡の歴然たるを認めるのであるが、尙詳細に觀察する時は未だ斯くの如き從來の傳統觀念が残つて居る様に思はれる。換言すれば前述の如きコンディションが或る程度迄無視せられ往々にして昔からの墮力に依つて作業が賦課せられて居るのを見受くるのである。一例を擧ぐれば、某刑務所の如き嘗ては受負に係る機械工に充され全工場殆んど「手パタヨリ」であつた。然し斯かる受負作業も漸次整理の結果、縮少せられて五〇パーセントより三〇パーセントに、更に現在に於ては約一七パーセントに過ぎざる程度になつた。而してその整理した人員は孰れも前述の條件を充し得る官司、委託作業へ轉換するに至つた。然し遺憾乍ら或る刑務所の如きは今日でも全就業者の半數以上も機械工として養成せられて居る處がある。

斯くの如き状態では、縦令彼等受刑者が心底より改悛し釋放後正業に就かんとするとも機械の外、手に職なくして社會に容れられず再び自暴自棄に陥り、刑務所の門を潜るに至ることなきやを保し難いのである。

今茲に一つの問題がある—或人曰く、行刑作業が前述のコンディションを充實するが如き作業に就

て訓練せらるゝとも、尙受刑者は釋放後刑務所に於て修得したる如き過去の惡しき記念を刻印したる技術には頼らずして他の職業に趨くべしと。斯は現代の如き釋放者に對し尙一種の偏見を固持し社會に相容れられず釋放者を諒解せざる事に依り、並に釋放者自身の所謂偏見により或は然らん。併し乍らこは別箇の問題にして斯るが故に縱令職業訓練に重きを置くとも刑罰的作業と何等異なる所なしとするは早計に失するものではないか。

見よ、斯くの如き傾向一釋放者に對する社會の偏見一は現在に於ては往年に比し漸次減少し來つて居る。故に保護會或は其他の一般社會に容れられんことを努力しつゝある組織の如きは斯かる點を輕々に附してはならない。此點に關しては既に種々攻究せられつゝあるところであるが余は今後は充分に釋放者をして社會に貢獻せしめ、從來採り來れるが如き偏見なからしむることを宣傳諒解せしむる施設を積極的に企劃せられんことを望むものである。

(三)

今後吾人が採用するに適當なりと認めらるゝ作業基本原則と稱すべきものを列擧すれば左の如くなるのである。

- 一 現在の行刑政策に適合すること
- 二 受刑者保健の見地よりして可及的身体に有害ならざること
- 三 受刑者の健康を積極的に増進せしむる性質の作業を選択するを要すること
- 四 受刑者をして作業に興味を生じ釋放後眞面目に斯業を生計として正業に復活することを可能ならしむるものなること
- 五 民業に對しては可成壓迫を加へざる方法を以て施業すること
- 六 能率の可及的優秀なる作業を選擇するを要すること

七 國庫に對し相當の收益を擧げ得る生産的作業たること

八 時代の趨勢に悖らざる實用的作業たること

斯かる原則を以て之れを各種受刑者に對し賦課するに當り採らなければならぬ第二次的の條件を列擧すれば次の如くなると思ふ。

受刑者の刑期及教育程度に依る作業賦課の條件

一 短期受刑者に對する作業

(イ) 刑期の短かき者であつて教育能力を有する者には工場に於て授業することは可能であるが技術を習得するの暇がなく職業訓練の實を擧ぐることは困難である

斯かる短期受刑者には

- (1) 刑務所收容前職業を有して居た者は既習前職を斟酌し査定すること
- (2) 職業を有して居ない者、又は不適當な職業に就いて居た者に對しては原則の精神を没却しな

有利な臨機作業に就業せしむること

(ロ) 無教育無職業者には

- (1) 可及的有利であつて單純な臨機作業に就かしむること
- (2) 他の熟練工の手傳として、又は應用使役に就かしむること

二 中期受刑者に對する作業

(イ) 中期受刑者であつて教育能力を有して居る者には

- (1) 職業教育の機會を與へ得る作業なること
- (2) 技術修習の比較的容易なるものなること
- (3) 受刑者の將來に有益且教育上價值あるものなること
- (4) 釋放後就かんとする職業の基礎となり又は其の方針を與ふるものなること

(5) 機械作業及技術作業を撰ぶこと
 (6) 勿論現代的作業であつて教育程度及前職を斟酌し個性に適合するものであることを要するものである

(ロ) 無教育無職の中期受刑者には

- (1) 學習の機會を與ふる作業たること
- (2) 技術を比較的要しない修習簡易な作業なること
- (3) 可及的簡單なる器械的作業(必ずしも機械に依ることを要しない、作業操作が器械的であることを指すのである)なること
- (4) 機械作業及手工業を撰ぶこと

三期 長期受刑者に對する作業

(イ) 教育能力ある長期受刑者には

- (1) 職業訓練を階段的に確實に施行することの出来る作業なること
- (2) 原則に完全に合致する最も有利な作業なること
- (3) 能率及技術の向上を増進援助することを得るものなること
- (4) 釋放後斯業を以て直ちに處世し得て再び犯罪の動機を作らしめざる作業たること
- (5) 修習の比較的長期を要する複雑で最も有利なるものなること
- (6) 比較的作業に興味を持ち得るもので、従つて受刑者が眞摯の態度で就業することを促すものなること

(ロ) 無教育無職業者には

- (1) 學習の機會を與ふる作業なること
- (2) 職業訓練を漸次階段的に施行することが出来るものなること

四

- (1) 比較的簡易なる技術を可及的完全に修得せしめ得るものなること
- (2) 釋放後斯業に従事して生計を營み得るものであるか、然らざれば少くとも正業に就く方針を完全に與ふることが出来て、再び犯罪の動機を作らしめざるものであることを要する
- (3) 機械作業及技術作業であつて器械的操業を主とするものを撰ぶこと
- (4) 比較的作业に興味を持ち受刑者就業を冀望するに至らしむるが如きものたること
- (5) 無教育で且職業能力を排除せるものには

- (1) 刑期に係らず比較的有利で單純な臨機作業に就かしむること
- (2) 他の就業者の手傳として又は應用使役に従事せしむること
- (3) 規則的の習慣を養ひ得られるもので監督者の指揮に依つて熱心に従事せしむること
- (4) 短期受刑者を除いて農業的作業又は勞役作業に就かしむること

五 女性受刑者に對する作業

女性受刑者に就ては單に刑期の長短に依つてのみ分類するよりも之を二大別して裁縫を良くするものと然らざるものとのによるが作業賦課の上に最も適當かと思考する所である。

今女性受刑者に就て見るに裁縫を良くするものは至つて少ないのである。殊に裁縫は其家庭の確實な主婦とするには如何にしても家政的の仕事が出来なくてはならない。殊に裁縫は其内の主要なるものであるからこれに就て分類し所謂「お針」を良くするものは進んで比較的高級なる仕事を訓練し又一面職業婦人としての生計を確保せしめ得る職業をも訓練する方針を採り裁縫を良くせざる者は第一歩として家政的仕事を授け之に親しむ様にし比較的長期のものには家庭の主婦として充分立ち行かれる様訓練する方針を採るが最も應はしい事と思惟するのである。

(一) 裁縫を良くするもの

(イ) 短期受刑者に對しては

(1) 家政的作業を撰定すること

(2) 有利なる臨機作業に就かしむること

(ロ) 中期以上の受刑者に對しては

(1) 職業教育の機會を與へ得るものなること

(2) 家政的作業の内技術作業なること

(3) 釋放後生計の基礎となり又は其方針を與ふる作業なること

(1) 器械作業及手工業を個性に應じて撰ぶこと

(5) 家庭の主婦たらしむるに必要な作業なること

(6) 婦人の特性に合致する作業なること

(二) 裁縫を良くせざる者

(イ) 短期受刑者に對しては

(1) 他の女工の手傳として、又は應用使役に從業せしむること

(2) 比較的有利なる臨機作業に就かしむること

(ロ) 中期以上の受刑者に對しては

(1) 家政的作業を習得せしめる機會を與ふる作業なること

(2) 比較的長期受刑者に就いては階段的職業訓練を實施し得る作業なること

(3) 釋放後生計の一助となり又は家庭の主婦とするに必要な作業なること

(4) 教育能力を缺除せるものには應用使役、又は規則的慣習を養ひ得る監督者ある勞働に従

六

少年受刑者に對する作業

事せしむること

少年受刑者に就ては作業の撰擇は最も重要で、且慎重の考慮を要するものであつて、又改過遷善、技術修習に最も確實なる成績を擧げ得るものである。

茲に於て方向をあやまる時は再び取返しの付かない結果に立ち至るものがある。

少年受刑者は兎に角處世方面に尙彼等の考へが安定しない且心身共に成熟に達せんとする過渡期にあると云ひ得るものであるから、是等の點に就て考慮を拂はなければならないのである。

(1) 受刑者の身体の發育に有害ならざるものなること

(2) 受刑者の身体の發育を積極的に促進せしむる作業たること

(3) 萌芽しつつある徳性を傷けざるものなること

(4) 規律的慣習を養成し得る作業なること

(5) 受刑者に興味を喚起し眞摯の態度で就業せしめ得る作業なること

(6) 職業訓練の階級的方式を採用し得る作業なること

(7) 勿論生産的で釋放後就職の基礎となり、又は方針を決定し得て再び犯罪構成の動機を作らざるものたること

(8) 共同作業の精神及勤勉の習慣を涵養し得る作業たること

(9) 職業の本質を理解せしめ得る作業たること

七 居房内の受刑者に對する作業

主として晝夜獨居拘禁の受刑者に就て課すべき作業であつて左の如き條件を必要とする

- (イ) 犯則殊に破舎の用具とならざるものなること
- (ロ) 作業が餘りに容積を多く要せざるものなること
- (ハ) 衛生上有害なるものを可成避くこと
- (ニ) 作業工程の複雑なるものを避くこと
- (ホ) 従つて比較的單純なる臨機作業たるを免れないものである

以上述べた條件は或は嚴密の意味に於ては尙欠陥多きものであるかも知れないが、大体に於て現在に於ける行刑の目的並に精神には合致したものと云ふ所である。

尙此の外に特殊受刑者即丙種處遇受刑者の如き改善困難のものであつて且兇惡不良の習癖を有して居るものに就ては、職業訓練を課するとしても其の好果に至つては薄弱であり、又其目的を爲し遂ぐることは容易でないのである。斯かる受刑者に就ては少くとも作業によつて彼等の放縱なる惡癖を抑壓し機械的であつて規律的の慣習を幾分なりとも養ひ得る簡單にして堅牢なる機械を使用する臨機作業を採るが比較的策を得たるものならんかと思考せらるゝのである。

元來斯かる受刑者は自分の意志で仕事を爲やうとは思はぬのであるから、手工業的の作業即ち換言すれば自己の自由意志で就業する作業では好果がないのである。即ち彼等受刑者の如き、多少就業の心はあるが進んで作業に勉勵せんとする意志のない放恣怠惰の者には何等効果のあるものではないのであるが、然し乍ら或種の機械作業であつては斯かる受刑者には適當と認めらるゝのである。即機械の運轉に依つて材料を供給するとか、手を之に加へなければならぬと云ふ様に作業が機械的で同様の操

作を繰返し續けて行く工程を有して居る機械作業であれば彼等受刑者は機械につられて就業を餘義なくせられ、知らず識らずの間に多少なりとも規律的の慣習を養ふに至るのである。然し乍ら或る人曰く彼等を機械作業の如きものに就ければ機械を破壊して迄就業を肯せず、機械に釣られて仕事を爲すと云ふが如きは牽強附會の甚しきものであると稱し、丙種受刑者に對する作業として機械作業を排斥するものもあるが、斯くの如きは前に述べた如く一つの條件あるを無視した結果に外ならないのである。即全然作業に就く意志のない受刑者に對しては如何なる方法と雖も之を如何ともすることが出来ないものである。然し丙種處遇受刑者が孰れも斯くの如き者であるとするは當を得たる見解とは思へないのである。彼等受刑者にはよし仕事を積極的に遣つて行かうと云ふ考へはなくとも工場に於ては就業しなければならぬと云ふ多少就業の心は誰でも持つて居るものであるから、斯くの如き考へがあれば夫でよいのである。斯くの如き者に對しては手工業を課するよりも機械作業を賦課するが最も適當と信するのである。而して之に課する機械は最も簡單なるもので、又亂暴な取扱にも耐へ得る如きものであることは必要條件である。従つて作業は比較的プロミティブな臨機作業となるを免れないのである。若しも複雑な且破壊し易き機械であつたならば寧ろ犯則の動機を誘ひ、反對意見者の云ふが如き結果に到達するのであるから此點は充分の注意を必要とするものである。尤も丙種處遇受刑者の大部分のものは晝夜獨居拘禁であるから、今茲に述べた所のものには工場經營を主としたものである。作業賦課の條件は此の位に止め本章には現在施行せられて居る作業方式、其の利害得失及び今後採るべき各種施設に就て述べやうと思ふ。(未完)



懲罰の研究 (完)

正 木 亮

- 五 懲罰各論 第一叱責 第二賞遇停止と賞遇廢止 第三文書圖書の閱讀禁止 第四罰服作業の停止
- 第五自給給養の停止 第六運動停止 第七作業賞與金減削 第八減食(以上前號) 第九屏禁——六 結論

第九 屏禁

屏禁とは行刑の目的に添はざる行為換言すれば刑務所の紀律に違背したる行為を爲したる者を隔離したる房内に屏居せしめ峻嚴なる居所の隔離と緊肅なる行動の制限とに由つて専ら受刑者をして寂寞箝束の痛苦を感じしむることを目的とする懲罰である。されど、かく定義するが故に屏禁罰のみが威嚇の懲罰なりと解釋することは早計である。何となれば、受罰者をして寂寞と箝束の痛苦を與ふる所以は結局之を以て受罰者に改悛の動機たらしめんとするに他ならない。夫のベンシルヴァニア式の嚴制獨居はその名目は行刑一般の拘禁制度の一種なりと雖、その内容に至りては、屏禁と選ぶところなきと同時にその制度は自力的改善の目的に出でたるものである。而してその内容の殆んど同じき屏禁と嚴制獨居との目的を前者は威嚇の爲めなりとし、後者は自力的改善の爲めなりとすることは吾人の殆んど首肯せざるところである。

故に、屏禁を行ふ手段も亦人により時によつて一樣に行はるべきに非ざること勿論である。要は、屏禁によつて將來の善行を促す程度の手段を取つてこそ、其處に此の種の懲罰の價値を生ずるものなりと謂はねばならぬ。我監獄法第六十條第三項に「第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得」と規定せる趣旨は此の意味に解釋しなければならぬ。屏禁罰を科するが故に當然に他種の懲罰を併科する

ものなりと考へらるゝならば、それは結局法律違背である。されば、現今此の併科がどの程度に行はれて居るかを考察し、此の規定適用の當否に及ばねばならぬ。大正十年の行刑統計によれば

イ 併科セザル輕屏禁

二種以上ノ懲罰ヲ併科シタル輕屏禁

就業セシメザル輕屏禁

ロ 併科セザル重屏禁

二種以上ノ懲罰ヲ併科シタル重屏禁

就業セシメザル重屏禁

(中不就業ト他ノ懲罰トヲ併科シタル輕屏禁)

就業セシメザル輕屏禁

(中不就業ト前併科罰トヲ競合セルモノ)

就業セシメザル重屏禁

之によれば輕屏禁は受罰者の約八〇パーセント弱、重屏禁は約九〇パーセント弱は單に屏禁せしむることのみを以ては改悛を促すに足らぬ様に見える。

凡そ、監獄法第六十條第一項に掲ぐる懲罰は苟くも、受刑者の健康、知識、德育等に關係ある事項の制限である。而も、之等の事項を敢て制限する所以のものは、その制度と制限の結果受刑者が自新する心情との比較に於て後者の利益を多く認めたる理由に他ならない。故に例令重大なる違犯事項あるとも出來得べくんば一個の懲罰を以てその目的を達すべきことは同條第三項が併科することを典獄の裁量に委ねたる立法の趣旨によりても明白である。然らば、屏禁罰に於ても亦屏禁罰自體を以て懲罰の目的を達すべきことはその理想でなければならぬ。而も、屏禁の受罰者が輕屏禁に於て八〇パーセント、重屏禁に於て九〇パーセントの併科罰を受けて居ることは屏禁罰そのもの、無價値なることを意味するものであるか、刑務所内の受刑者にして犯則するものにはもつと重い懲罰を必要とするかと意味するのであるか、將亦典獄が懲罰權を便宜的に濫用して居ることを意味するのであるかの何

れか一に歸せなければならぬ。

三四 小河博士監獄法講義五七八頁五七九頁

三五 尚書自由刑執行の累進制度法學志林第二五卷第六、八號

屏禁罰は受罰者に對する改悛強要の程度に從つて、大體之を輕重の二種又は輕中重の三種に分つ。仍ち、我監獄法は二月以内の輕屏禁と七日以内の重屏禁とし、プロシヤは一九〇二年の内務監獄則第一六九條第九項に於て六週間以内の輕屏禁、六週間以内の中屏禁及び四週間以内の重屏禁の三種に分つ。同國は一九一八年來刑務所の兩頭主義 Dualismus を廢止し、司法省管下に統一するや一九二一年司法監獄則草案第七十條に於て三週間以内の輕屏禁 einfacher Arrest- 一週間以内の重屏禁 gesellhafter Arrest との二種とし、舊規則中の輕屏禁の期間を短縮し中屏禁を廢止した。オーストリーの裁判所附屬の刑務所内に於ては、禁罰に相當すべきものとして獨居拘禁 Einzelhaft と暗室内の孤獨監禁 einsame Aspernung in dunkler Zelle の二種として居る。イギリスは懲役場に於ては豫め掲げたる犯則事項の種類によつて三種に分つて居る、仍ち第一は一週間の隔離屏禁 one week separate confinement 第二は二週間の隔離屏禁 14 days separate confinement 及び三日の重禁 Three days close Confinement である。フランスは作業に就ける獨居拘禁 Cellule と監倉 Caehot 及び不就業の獨居拘禁と監倉との二種として居る。之等の實例によるも亦輕屏禁と獨居拘禁とは殆ど同一價値のものと思ふことが出来る。吾が輩が最近三年間に各地の刑務所を巡視した際數個の刑務所に於て輕屏禁房が取り毀されて居るのを見た際刑務所長にその理由を質したとき、多くの刑務所長は何れも獨居拘禁と輕屏禁が同一價値であるとの意見を述べられた。吾が輩も同一理由より輕屏禁房の特設はその必要を認めないものである。

三六 Victor Leitnaker, Oesterreichische Gängingkunde mit Berücksichtigung des Anstaltlichen Gängingwesens, 1900 S. 261z.

三十七 English Prison To-day p. 211 ff.

三八 Vergl. Dasel. d. d. n. a. St. Bd. IV S. 137.

今以上二種の屏禁罰を項を別つて説明しよう。

(一) 輕屏禁 輕屏禁に付き我が監獄法は單にその期間を二月以内と定むるのみにしてその方法に付いては別に規定するところがない。小河博士は獨居房を用ふる場合は鐵柵又は木柵を以て内部を區劃し、房内に於ける受罰者の範圍を限縮する所あらしむるを適當とすべきなりと説明せられ獨居を用ゐざるものに付きは他の監房又は役場と隔絶したる寂寥閑靜の位置にあるを要し役業は禁止するを適當とすと主張せらる。その他の方法に付ては學者之を説くところなきを以て現行法の解釋のもとに於ては他の懲罰を附加せざる限り、獨居拘禁と異るところなきとするを適當とす。故に、屏禁を存置する以上は施行規則にその方法を規定し典獄の自由に委ねざることを立法上正當ではあるまいか。今プロシヤ新草案に規定せる輕屏禁の内容を紹介して此の点の參考に供し度い。同草案は

輕屏禁ハ監獄ノ懲罰場内ニ於テ作業ヲ科セス讀物ヲ與ヘラレス堅キ寢臺及水トパン丈ケヲ與ヘラルル制限糧食ヲ受ケテ其罰ニ服ス、四日目及其後ニ於テハ三日目毎ニ完全ナル糧食及普通寢臺ノ給與ヲ受クヘキモノトス。と規定して居る。

我現行法との相違は併科に付き典獄の自由を許さず當然併科せねばならぬ強行規定である。詳言すれば我國に於いては併科する場合當然併科すべき懲罰に付ても典獄の言渡を必要とするが、プロシヤに於ては言渡なくして當然に併科せねばならぬこととなる。輕屏禁と獨居拘禁とを異れる觀念に置ける現行法は此の点に於て屏禁の性質を害する虞を保持して居るものと謂はねばならぬ。

(二) 重屏禁 重屏禁の輕屏禁と異るところは第六十條第二項に規定する如く罰室を暗くし臥具を燒ぐることである。重屏禁と我舊監獄則及オーストリー等に採用したりし闇室とは日光遮斷の程度による。仍ち前者は日中燈力を借らずして用を辨ずる程度の日光遮斷を以て足り、後者は之を全然遮斷する差異がある。故に、往々現今刑務所に殘存する書籍看讀の不可能なる如き重屏禁室は闇室であつて現行法の重屏禁に非ざるものである。何となれば文書圖書閱讀禁止は典獄の言渡を必要とし、之なきとき

は之を許さざる可からざる法意なるに拘はらず始めより看讀不可能なる程度に建設しあるは法意を没却せるの批難を免れない。

その期間に至りては、我國及び獨乙草案等の如き一週間主義とイギリスの如き三日主義等がある。その短期なる所以は罰室が暗きこと及び臥具を禁止せらるゝこと及び通風不良等健康上の原因に基くこと論を俟たない。吾が輩は嘗て屏禁受罰者に付て寒中彼等は臥具に代へるに何を以て採暖すればよいか受罰者間の大きな問題となつて居ることを實見したことがある。彼等の或者は一枚の蓆を上にかけて寝て居た。又或者は上に何もかけないで下に之を敷いて寝て居た。又或者は壁に倚りかゝつて寝て居た。弛足をして居るものもあつた。こんな重大な健康問題の潜んで居る此の種の懲罰を廢すべきや否やはまた一の大きな人道問題である。一九〇二年のプロシヤ監獄則が四週間の長き期間を存して居たのに新草案は之を一週間に短縮して居る。更に短縮の餘地なきや又は全然廢止するを可とせざるやの問題は差迫つての問題であらねばならぬ。

三九 小河博士前掲五七八、九頁監獄學四七〇頁

四〇 小河博士前掲五八〇頁

○禁中教誨、教育及び運動入浴等は附隨的に禁止さるべきや否やに關しては問題が起る。されど、如斯處遇に關しては別に禁止の定めを設くるに非ざれば自由に禁止し得べきものではない。殊に輕屏禁の如き長期間之を行はるゝものに付ては特に精神的改善の動機を與ふる爲めに教誨の必要起り、運動の如きも之を許容するの得策なる場合生ずることがある。

此の種の懲罰は健康に重大關係を有するものであるが爲め執行前保健技師に診斷せしめ、診斷の結果屏禁に適せずと認めたるときは執行をしてはならぬ(施行規則一六〇條)尙執行中に在る者は典獄は時々監獄醫をしてその健康診斷を爲さしめ監獄醫は身神の狀況により屏禁に適せずと認めたるときはその執行を停止することが出来る(施行規則第一六一條監獄法第六二條)執行を終りたるときは監獄醫

は速に其健康を診斷してその狀況を身分帳に記載せねばならぬ(施行規則第一六四條第一六六條)

要するに屏禁罰の執行は受罰者の健康の如何と重大なる關係を有することは法規自體が之を認めて居るものである。従つて此の懲罰の結果身神を害するが如きことあらば、それは眞に監獄法制定の趣旨を没却することとなるを以つて、監獄醫が此の種の懲罰に對して意見を述べるときは既に現はれたる受罰者の身神の狀況にのみ囚はれ將來の危虞を見逃す様なことがあつてはならぬ。

屏禁の受罰者が裁判所の呼出により出頭する當日、移送の前日其當日及び護送中その執行を停止(施行規則第一六二條)することは單に手續上の問題に止り本質と關係なき問題なるが故に敢て説明を要せぬことである。

四一 プロシヤ新草案は監獄醫は少くも一日二回訪問し、その處罰の續行により受罰者の健康を害する虞ありと認めたる時は直ちにその身分帳に記入し書面報告を爲さしむることとして居る。

要するに屏禁罰を科するに當つて、特に注意せねばならぬ問題は之に他の懲罰を併科すべきや否やの裁定は之を嚴密に行ひ可及的に屏禁はそれ自體によつて効果をあらしめる様に努力せねばならぬ。従つて、今日の如く併科罰を執行することが常態の如く考へらるゝ統計のあらわれて居ることは現行法規の下に於ける懲罰制度の趣旨を没却せるの甚しきものと謂はねばならぬ。

六 結 論

以上論じ來つた諸點より若しも此の懲罰制度を引續き存置するとせむ吾が輩は第一に科罰に對する典獄の自由裁量に或る程度の標準を定むる必要を認むるものである。

凡そ自由裁量の存するところ、常に不公平の疑ひを受け易きことは裁判制度に於て之を認むることが出来る。裁判制度はかゝる理由をも一要件として覆審の制、合議制等が認められて居るのであるが、獨り行刑制度の下に於ては懲罰の自由裁量に關して典獄の獨裁を許したることは執行の統一上大なる障害である。刑務所巡視の際に何人も經驗するところであるが甲刑務所の受罰者が乙刑務所の懲

罰方法に比較して懲罰を寛和されんことを嘆願する例は少くない。苟も刑務所内の懲罰と雖、人の自由拘束である。然らばその拘束たるやかく場所の相異、権力者の相異によつて不統一なることは行刑上當然改良すべき問題である。勿論受罰者は懲罰に關しても亦監獄法第七條による情願權を有すと雖、情願の裁決は典獄が自由裁量の範圍内に於て爲したる行爲を監獄の不當の處置として左右する權能を有せざるものである。茲に於て吾が輩は科罰の標準を立てる爲めに受罰者の控訴權を認めるか、又はイギリスに於て重き懲罰事項に對して採用せる如きその取調に對し委員會を設けるかの一を提案するものである。

第二身神に影響を及ぼす様な懲罰は漸次排斥せねばならぬ。曩にクリーグスマンの言葉を採用した様に懲罰の慘忍、冷酷は時代精神の頑迷をあらはすものである。而も、現代は受刑者の身神を萎縮せしむる手段を選ぶ程、しかく頑迷なる刑罰時代に非ざることは何人も肯定し得る点である。故に、進展しつゝある現代思潮に隨伴するが爲めに運動停止減食屏禁等一種の體罰と認む可き種類の懲罰は之を廢止し、その他の懲罰の適用範圍を擴張することを提案するものである。

最後に理想案として累進制度の確立を期し、同時に處遇の累進自體が懲罰的價值なりとの學說に従ひ、現行規定に掲ぐる懲罰を全廢し、處遇を階級的とし級の降下を以て懲罰的意味をあらわすべきことを提案する。従つて普通の方法を以て禦し難き程度の受刑者の爲めには特に懲罰級として別個の階級を編制するを可とすることを合せて提案するものである。

要するに、行刑制度上懲罰なる觀念は行刑そのものとの間に大なる矛盾を生ずるものである。例へば犬に食物を與へる場合に左手に食物を示して右手に劍を示すときその犬は食物を與ふるものに反抗するか、彼を去つて意に馴れざると同じ様に懲罰の看板を掲げて善に導かんとする行刑は眞の改善好果を擧ぐることは不可能である。此の意味に於て懲罰といふ畏嚇的組織は之を廢止し、善行に善報あること、惡行に不利の伴ふことを自然に知らしめる累進制度の中に懲罰的價值を織り込むことは今後の理想でなければならぬ。(完)

行狀審査に關して疑問を述べ

行狀善良にあらざるも改悛の情あるもの
 行狀不良にして改悛の情あるもの



寺 崎 勝 治

行狀審査なるものは刑務行政中最も重要な事項である。一般に行狀査定として百點法、十點法なるものがある。普通、良、不良、優、良、可と云ふ評價法もあるけれども、之れを受刑者の行狀審査に轉用して見ると、完全なものと思はれない。行狀審査の標準は行狀の良否、作業の良否、性向の良否、等である。而して此の三つのは考へ方に依つては、行狀の良否と云ふ一つの項目に包攝することも敢て不可能ではない。

第一、行狀の優良

行狀の優良と云ふのは、日夕の起居動作を詳細に觀察し、思想や信念を考察してさうして反省悔悟を爲し、將來非行を再びすることないやうになつたことを云ふのである。

第二、作業の優良

作業の優劣は作業の工程から見れば仕事の速度能率である、結局分量だけである。之れを作業の質から見れば、優良な物品や仕事をすることである。即ち、仕事の出来栄からも見るし、仕事の能率からも見て、其の優劣を定めねばならぬ。それから仕事に對する熱心や忠實からも見なければならぬ。要は關係者の認定に依るの外はない。

第三、性向の優良

性向の問題は品性と離るべからざる關係がある。品性と云ふことは人事に關係ある事柄の實踐的價値判断を指したもので、通常之れを見識と云つて居る。見識は吾人の知的判断にして善惡の鑑別に外ならぬ而して善の價値を知了して之れを強く感受し、善を愛し、惡を憎み、如何なる障害あつても善を行ふが如き人——如此知情意の統一あつて而かもそれが慣習的に固定した人を人格者と云ふのである。性向は豫め心身に備はる活動の傾向を指稱したものである。心身に備はる一の傾向は生來遺傳されたものと生後に獲得したものとあるが、之れを心理的方面から見れば將來起るべき心的過程である。生理的方面から見れば容易に起り得べき一定の神經的活動である。彼れが悪い傾向を修養、反省鍛練に依つて矯正したとすれば、其の性向が善良になつたと云はなければならぬ。

行狀審査の條件は叙上の如くであるが、左の如き場合に於ては審査上疑問が生ずるのである。

第一、吾人の最も審査判定に苦しむものは命令に服従、否々寧ろ盲従し何等の意見もなく、見識もないもので常に黙々として居るものである。彼は果して命令を理解して服従して居るのかどうか判明しないが、前非を後悔して居るやうに思はれることがある、此の場合に行狀善良と云ふを得ざるも改悛の見込ありと認定して良からうか。

第二、受刑者が或職業に付いて一定の意見、見識を有つて居るからして、素人の計劃に對して有力なる批判を加へ終に爭論となることは屢々見聞し居るのである。彼は仕事に忠實なものである。熱心なものである。彼は盲目的服従者ではない、事勿れ主義者ではない。吾人は數年前下の如き實例に遭遇したことがある。受刑者は東京日本橋に生れ、職を業として居た。故あつて長野縣下に於て鐵道工夫となり流浪中偶々餘餘爭論を爲し一旦仲直となつたが、又爭論を惹起し毆打の末若干金の交付を受けたことが強盜罪となり十年の懲刑に決せられ、其の執行を了つて釋放された。彼は篤職氣質にして談話は喧嘩腰であり、言辭は粗雑であり技能上に關しては自己の意見を貫かんとする意地があるからして、官吏に對して敬禮を守らない、官命に反抗するものと認められ、結局行狀不良と判定された彼は東京に残した一人の老母の事を忘却しなかつた、犯行を悔い改めて居たけれども、事に當つて篤職氣質一點張りて妥協が出来なかつたため、共犯者は早く假釋放になつたにも拘はらず彼は十年の科刑を了つて釋放されたのである。吾人は彼の行動を注視し、彼に面接し、彼と談話し其の性格を考察し

て行状不良なるも改悛の情ありと判定するのが至當であると思つたのである。

第三、自由生活と拘禁生活とは其の間の相違が甚しく到底比較が出来ない。それ故に拘禁生活の規律を遵奉することが頗る困難にして動もすれば其の規律に背反して、犯則事犯を構成することがある。併しながら其の人物識見の非難し得ざるものがある。如此受刑者を行状不良にして改悛の見込あるものと認定しても良からうか。

吾人の身體精神に甚大の影響を及ぼす外的條件は即ち環境である。吾々は環境に支配されて種々の變化をしたり、又必要に應じて環境を變化させて、さうして利用するからして交互に作用し影響するのである。受刑者が拘禁生活を爲す以前に於て拘禁生活に適應し得べき經驗―制限された生活―窮屈なる生活伸縮自在の生活をしたものであつたならば、或は其の規律を犯すが如きことがなからう。けれども收容以前に於ける職業の如何、環境如何に依り拘禁生活と甚しく扞格のある場合には拘禁生活に順應して行くことは非常に困難になる。即ち制限の甚しき生活に堪へ得ないと思はれる。若しも同情ある考察に依り特別な處遇を受けたるときは、行状不良と云ふが如き審査にならないだらうが、普通一般の處遇を受けたならば恐らくは行状不良と云ふ結果になるだらうと思ふ。如此現象は獨り拘禁生活者に限らるべきものでなくして、自由生活の場合に於ても之れに類似する場合の實例がある。併しながら行状審査と云ふやうなものがないから其の批判が直接に表はれない。彼の直言直行の人が社會民衆の感情と一致せず、動もすれば排斥又は「別もの」扱をされることがある。それから騎人と

云ふやうな人は大言、警句、奇想等往々人を驚かすことがあるけれども、「調子外れ」のところがあつて敬服が出来ない。即ち社會に順應して行くことが困難にして社會を動かし民衆を指導することは出来ない。即ち社會に順應して行くことが困難になつて結局淘汰されるのである。叙上の如く自由生活―自由人にもあり得る事實が拘禁生活―受刑者にもあることを豫想し得られる、此の種の受刑者が行状不良行状にあらざり併しながら前非を後悔し反省改悛の情顯著なるものがあり得ると思ふ。吾人は吾人と其の感と同じくするものあるを耳にし敢て此の疑問を提供した次第である。

満洲に多い婦人の犯罪

倫落の女や万引の女

満洲に多い婦人の犯罪は、生活する環境によつて自ら異なる二種の傾向があります。一つは

落魄者の群に起る自暴自棄が因となるもので、今一は淺はかな婦人の虚榮心から来る萬引の類であります。故風を遠く離れたこの植民地に在る娼妓妓附婦や賣春婦の群はさながらに浮草の様なはかない生活をしてゐるので犯罪をかます。機會が多く、殊に支那人の妾になつてゐたものもあつたところから、何時の間にか異常な惡感化を受けて、阿片を吸つたりモルヒ

ネを注射しなければならぬ、まらぬ女

の群が、何處にても見出すことが出来ます。万引をする婦人は寧ろ有産階級に見出されて内地のとは稍その趣きを異にして、大抵の場合懷中にはその代金を支拂ひ得る以上の金銭を所持しながら色々の物品を萬引し、不幸にして見つかるると代金を拂ふといつた手合が多い。

同じ満洲でも、支那婦人の犯罪は全然その傾向が變つてゐて、萬引や物盜横領等は殆どないが、色情に關したものは非常な多數で、中には姦夫姦婦が共謀して本夫を殺害するやうな思ひ切つたことをするものも少くない。

男子の出嫁人

が多いために情夫の奪ひ合ひから起る殺傷事件も多く、婦人は必ずかふした兇しい犯罪の導火線となつてゐます。また、惡周旋屋の口車に乗つて誘拐されて來る婦人は今日でこそ

満洲の事状や、めいゝの自覺から少くなつて居ますが、上海方面からは支那の女朝鮮方面からは日本の女が時たま扱かされて來るさうです。奇怪なのは、さうした不仕合せな婦人が、判で押したやうに何かの犯罪の導火線となつたり自ら犯罪者となることあります(奉天にて五生)



教化用に蓄音機を使用するに就ての疑惑

藤 木 法 林

刑罰の執行は、一面他戒の意味も充分含有せられ居るものにて、従て受刑者の處遇教化は、一般社會に比して、常に權衡を失せざらんことに留意し、社會の人をして、奇異の感を抱かしむるときき處遇に出づるは、行刑の精神殊に累進制度の本意にも反することとなり、自然刑罰の威嚴を失墜するに至るの虞あり。予は從來教化用として觀覽せしめつゝある活動寫眞に續て、最近又蓄音機を使用することに決定せるに就ては、或は時代遅れの思想として、一笑を招くやも計り難きも、愚考に依ては、聊か疑惑の念なき能はず。何となれば、最も嚴正なる刑罰の執行所に、活動寫眞や蓄音機の聲を聞くは、如何にも進歩的なるかのごとき觀あるも、翻て考一考すれば、抑蓄音機を聞かしむるときは、夫が如何に教化を目的とすとは言へ、蓄音機は全然社會に於ける純然たる一の娛樂

にして従て米國の如き黄金の波に襲はれつゝある國は格別、貧弱なる我國に於ては、中流以上の生活者にして始めて使用し得る、而も正しく奢侈的性質の物品なり、尤も商店等に於て往來人の足止め策として商機を目的に使用するものは格別、他に之れを使用するものは、所謂資産階級者等が、一家團樂の席上純然たる一の娛樂として使用しつゝあるものにして、社會多くの無資産階級者等は、其日の生活に迫はれ、高價なる蓄音機等を購求するの資なきは勿論、之れを聞くことさへ出來ざる奢侈的性質を帯べる娛樂品なり。然るにも係らず、多くの無學の良民にして猶ほ且つ容易に聞く能はざる、而も奢侈的娛樂的性質の蓄音機を、如何に夫が、教化的音譜のみに限りたるると言へ國家の法律に服せざる、或は屢々さへ服せざる嚴正なる刑罰執行中の受刑者に聞かしめると言ふ

に至りては、聞かせる目的は勿論教化にあらんも、聞側の受刑者に於ては、夫が社會に於ける純然たる娛樂的性質の物たるを承知せる以上、全然之れを娛樂として聞くは當然にして、現に淨瑠璃を歌つて懲罰に處せられたる或受刑者は、典獄さんは蓄音機さへ聞かせると言はれたのだから、歌の一つ二つ歌つて差支へはない、と言ひしものもあり、斯くては自然犯罪に就ての罪惡觀念を弱め行くの虞あり、同時に他戒上或は犯罪を輕視し、刑罰に不審を抱かしむるの嫌ひなき能はず。最近新聞紙上に、己に大分及び朝鮮の刑務所に於て、蓄音機を聞かしたる記事ありたるによりして、或人の言に、一人人は結構なものですな、蓄音機まで聞かせて貰つて、我々は蓄音機など聞くてふことは仲々出來ませぬ、犯罪者に娛樂を與へて如何する積りでせう、被告者側に立ちつゝある社會多くの良民にしてさへ得られない娛樂を、而も犯罪者當人に與へるとは甚だ諒解に苦しむところすな、如何に感すべき音譜でも、最初から娛樂として聞くのだから、只面白かつたで済んで仕舞ひ、到底感化を與へるなと出來ないことすな。平素疑惑を抱きつゝある予は、飽まで之れが説明に務めたるも元より徹底せる筈なく、

ます。疑惑を強ふせしめたるを如何にせん。殊に之れが使用は今回政府が、輸入奢侈品に十割の關稅を課せんとする精神にも反し、且つ平素罪惡觀念の喚起に努め、奢侈安逸を強く戒めつゝある教誨と矛盾し、所謂自家隨着の奇觀を呈するに至らざるやの虞れあり。善なる目的のためには敢て手段を混ぶの要なしとして、他戒上にも又奢侈的娛樂をふことにも些の懸念なく之れを使用し、之れに依て果して幾何の効果を收め得べきや、教化の力ある音譜は甚稀にして、或は漸次音譜の選擇に困り、感化上有害と認められざるものは何にても差支へなして事實純然たる一の娛樂を與へるてふことには至らざるか、彼のオルガンの如き、我も人も全然教育用たるを確信せるもの、使用とは相違し、蓄音機の如きは却て其使用の目的を裏切るの虞れあるものにして、當人等が喜ぶ代りに社會一般に奇異の感を抱かしむるに至り、自然多くの良民との權衡を失する嫌ひを生ずるときことには立ち至らざるか、頗る疑問なき能はず。殊に一般受刑者中恩に感ずるものは甚だしく、却て恩に増長するは一般同情の通有なるを思へば、教化用として蓄音機を使用するてふことに就ては、愚考としては、聊疑惑の念なき能はず。

行刑上の先決問題に就て

硯底生

最近急激なる社會思想の變化に伴ひ行刑の方針に就ても著しき進歩を見るに至つたのである、會ては監獄を以て牢獄視し収容者に苦痛を與へて改悛を促すのが大體の方針であつたのである、然るに最近進歩せる行刑の方針はしかく單純なるものではないことになつたのである。抑々犯罪者を刑務所に収容する理由は種々あるが其の中で最も重要な理由は

第一、社會の一員としての完全なる人格を備へしむるに足るべき人格的教養を施すこと

第二、獨立して自活し得ざる者に衣食住を得るに足るべき職業的訓練を施すこと

是れが最近刑事政策の要求するところの行刑の二大要件なのである、會て苦痛を與へて改悛を促す時代にありては、刑務官吏の人格に就ても今日ほどは重要視せられては居なかつたのである、然るに目下は収容者の人格的教養と職業的訓練とを以て行刑の二大目的となすこととなつたので、従つて刑務官吏の人格は最も重要視せらるゝ

こととなつたのである、是に於て乎余は行刑上の先決問題として刑務官吏の人格の修養を擧げた。

何れの職業に従事すると將た又従事せざるとを問はず、人として社會生存を持續する以上人格の修養なるものは須臾も忘るべからざるものである、殊に官吏は國政に參與するものにして、一般國民の儀表たらざるべからざる義務を有するものなるを以て其の必要なるは言ふを俟たない、就中刑務官吏なるものは其の職務の對象物が國家の法規を犯したる犯罪人なるだけ夫れだけ尙ほ一層の必要を感じるのである、即ち犯罪人は其の人格に缺けたる點がある爲め犯罪を犯したのである、故に國家は多額の費用を投じて刑務所なるものを設け斯かる人格者を収容して其の人格の教養に努めしむるのである、而して其の人格教養の任に當るものは是れ即ち刑務官吏である。

人格教養の任に當るものは人格者でなければならぬ、如何に風采堂々たりと雖も、如何に辯舌雄辯なりと雖も、如何に善言佳語を弄すると雖も、如斯は未だ以て人格者となすには足らない、要は其の人の眞の行ひにあるのである、其の行ひにして正しく自ら率先して彼等に人格的生活の範を垂るゝに足る丈の人格の所有者なら

ば、例へば風采貧弱なりと雖も、辯舌は訥辯なりと雖も、將た又善言佳語を弄せずとも彼等を教養するには充分である、然るに目下の刑務官吏中斯くの如き人格の所有者果して幾人あるであらうか、洵に寥々たる曉の星辰のみではあるまいか、實に寒心に堪へないのである、若し刑務官吏にして其の同僚に對すると將た又収容者に對することを問はず、交談中野卑なる言葉を使用し、又は他人を中傷惡口し、若しくは其の勤務中に怠慢なる勤務振りをなすが如きことありとせんか、之決して彼等に對して人格的生活の範を垂るゝものと云ふことは出来ないものである、のみならず斯くの如きは明らかに官吏自ら其の人格を卑下して彼等に一層人格の卑下を強ひ、官吏自ら怠惰を示して彼等に怠惰を教ゆるものにあらずして何であらう。

社會は日に月に進歩す、従て刑務事業も亦之に伴ひて進まねばならぬ、故に刑務官吏は時代に適應する常識の涵養と彼等を教養するに足る人格の修養とに努めねばならぬ、常識の涵養も洵に必要であるが人格の修養は尙ほ一層必要である、若し人格にして缺ぐるところあれば刑務官吏たるの資格はないのである、故に吾人は常に怠ら

ず人格の修養に努め傍ら常識を涵養せねばならぬ、人格修養の方法としては古聖賢の書を繙くも可、宗教的信仰によるも可、名士の講演を聴くも可、靜思反省し以て修養するも亦可なるべしと思ふ、人或は曰はん、刑務官吏たるや朝に星を頂いて出で夕に月露を踏んで歸る忙忙忙なり、何れの時を以て修養に充てんと、然れども忙中には閑あり、其閑を利用して修養に努むるとき、其の効果たるや決して空しからざるものがあると思ふ。

要するに今日の行刑の方針が彼等の人格的教養と職業的訓練とを以て主となすにありては、其の行刑上の先決問題となるは刑務官吏の人格の修養である、若し其の人格にして刑務官吏たるの資格なく且つ其の修養に努めずんば遂に落伍者たるの悲運に遭遇するを免れぬ、故に吾人は互に相戒めて人格の修養に努めねばならぬ、如斯にして其の人格修養の必要を切感し其の修養したる人格を以て収容者の教養に任ずるとき、其の成績は期せずして見るべきものがあるであらうと思ふ、親愛なる吾が同僚看守諸君日夜怠らず互に人格の修養に努めやうではないか。

行刑中に於ける死者の取扱に就て

R・N 生

て就に扱取の者死るけ於に中刑行

自由刑の執行を受くるものは誰でも先づ自身の保健と家族の安否とを気遣はぬものはない。殊に身體の虚弱なる人々刑罰の長き人々は此の觀念が一層深いようである。例へば少し頭が痛んでも神經衰弱ではないか腦充血ではないか杯いろ／＼取越心配をなし保健技師や保健技師の診察投薬を受けて安心し治つた気分にもなり、又事實大した病氣でないからすぐ治るのが常である。若しこの程度の病氣が社會であるならば實業をも擲るかどうか問題位のものである。或は曰く作業怠慢の手段としての作病が多いとの説もあるが、若し左様なものありとせば夫れは極めて少数であり又其事自体は大抵看破し得べき事柄であるから余は此の説を否定したい。

如斯身體を大切にすることであるから、若し眞に重患に罹るときは其ものゝ悲感し憂慮するは勿論、緣故ある受刑者(工場隣席者、雜役夫、同房者、看病夫等)の同情も可なり深い様に思はれる。其手當を盡して尙效なく不

幸にして死の結果を見るときは生前の緣故者が同情し嘆き悲む状態は、社會に於けるそれと少しも變らぬ寧ろ痛切であるかも知れぬ。

而て現今刑務所に於ける死者の取扱はどうであらうか。或は曰はん刑務所は完全に刑の執行をなすを以て足り、死後に於ては行刑に終るを以て單に死骸の跡始末をなせば可なりと。併し余はこれに反對したい、勿論死の結果は刑罰執行の消滅を來すは自明であるが、死者に對し其靈を弔慰するに相當の式を備ふること即ち人事の終を完ふするに普通の形に於ける禮意を以てすべきではなからうか。刑罰第七十六條には「死體を解剖し又は墳墓を發掘する場合に於ては禮意を失はざることに注意すべし云々」の訓示規定がある。夫れと是れとは事柄自體は違ふが我國古有の淳風美俗を尊重する法の精神は之を移して充分解釋が出来る。果して弔慰の式を行ふことが是なりとせば其方法は刑務所の紀律に反せず又取扱上支障なきを要するは當然であるが、各地方の慣行もあるから一定は出来まい。只卑見としては尠くとも次の諸點は特に事情なき限り實行可能と思ふ。

- 一、納棺前

- イ、遺骸に白衣を纏ふ
- ロ、草花を供ふ(神教信者なるときは(神又は代用木))
- ハ、水を供ふ(同上なるときは、御饌、鹽、水)

二、納棺後

- イ、教誨室又は屍室に移し同所に於て所長又は代理官、受持看守、緣故ある受刑者立會の上教誨師讀經、尙立會受刑者に對し棺前教誨をなすこと(教誨師職務規程三九)
- ロ、出門の際前項職員送棺
- ハ、(其他宗教宗派により異なる禮式あるときは右に準ずること)

三、刑務所墓地に假葬、引渡請求者なく又解剖のため送付せざるとき(法定事項)

四、合葬 (同上)

弔祭の禮を行ふ

假葬後は毎年春秋彼岸及盂蘭盆當日に於て掃墓

以上は受刑者を特に賞揚するの趣旨でないのであるから刑死の場合も同様でよいと思ふ、而して祭祀の禮としては極めて賈素で別に費用を要せず大した手数もなく又

て就に扱取の者死るけ於に中刑行

難れども出来得ることである、而かも一面此の事が多くの受刑者教化の一端ともなつたならば至極結構であると思ふ。

附記

或る刑務所に於ては右に大同小異の取扱をなし居るところもある、余はこれに共鳴し深く敬意を表す。(了)

▼世界に二種ある嗜眠病藥▲

其の一はバステール三〇五號
 今一はバステール三〇九號

大戦に依つて奪はれた阿弗利加の萬箇領を還附したならば此の藥の組成を公開しやうと迄獨逸の醫學士を豪語させた「バステール三〇五號」は實に阿弗利加嗜眠病に對する神藥で、聯合國側の化學者は可れも血眼になつて其處法の秘を發かんとしたが、今日迄に當に文字通り匙を上げればならぬ程不可解なものであつた。

然るに佛國バステール研究所員フルノー氏其他の手で、二〇五號と同一の組成を有し、夫よりも一層早絶した効力を有する新藥劑が見出されて「バステール三〇九號」と云ふ名を附せられる事となつた。

此の三〇九號はコイルル類の極めて複雑な生成品である。シニア族と結合した八個のベンゼン基を含んで居るが、然し現在新藥と稱せられるの磁素を含んだ血液寄生生物顯微鏡とは全然類を異にして居るさうである。

尙バステール二〇五號に就て云へば其特筆すべき重要な點は單に嗜眠病原を一時的に驅逐すると云ふばかりでなく服用後數日間に亘つての復性を附與する事と、服者の血液は本体の二〇五號同様病の敷治用に使ひられると云ふ二点である。バステール三〇九號も果して同一の効力有りや否や今の所判然して居ない。



受刑者善導論

(From "Crime" by Clarence Darrow)

加藤 教 榮

受刑者 最近六月に於ける巢鴨刑務所の釋放者八拾九人の内、五拾四人は行刑成績の報告を要した。現在私共の仕事として最も至難と感ずる一つは、此行刑成績に關し性情變化の記入であらう。而して私共の貧弱なる知識と經驗に立脚して、而かも私共自身の傾向を通して彼等の全生活を如實に報告し得るやと言へば、往々報告の爲の報告に終るを遺憾とするものである。而して私共は彼等の身上に關し、適當の診斷を下さん爲には、冷たい學識の有無よりも、温かい老練の臨床家を學ぶ可きである。斯點に關し、法律家クラレンス、ダッロー氏は犯罪人の爲には學よりも老練を要する旨を述べてゐる。全氏はシカゴ知名の法律家にして、犯罪と其處遇に就て造詣の深い經驗家である。私は曩に雜誌「教誨研究」第二號に受刑者の家族保護に就て全氏の所説を譯載した。今再び全氏の

素の深切、慈愛、誠實の諸行爲を、偶か、犯せしを理由に、起訴を受けるに當らない。此起訴法規なるものは、犯罪人が如何に悪なりや、如何に不良なりやを證明するのである。犯罪人は起訴時に臨んで、彼の聲價が正直とある爲め善良なりと證明して、彼の祖母や叔母を助け、彼の幼弟を教育し、彼の金錢を貧者に施したるを以て、立證すべき性質のものではない。此善良さは見當違の論見にして、彼が犯行せざる證據とは一もならない。明に彼は刑務所へ往くの他なき證據である。此過程を執る裁判に對し彼は不公平にして罪せらるゝものと覺ゆるのである。其實彼を裁判せし人も全じである。縱令彼は塗歩に暮れ、生活に差支たりとて、其等の環境が證據となる可きものに非ず。彼は「彼の精神の主」なりと見る法律論に立脚し、一の具體的論見と見る可からず。彼は思惟せし動機を有したるが、行爲を原因せし直接の動機を證據とするにも非ず。果して彼は法規に違反せしや疑問の存する處である。

論 導 善 者 刑 受

釋放時の恐怖

犯罪人は、罪の確定と共に、刑務所へ押送されて、世

裁判及行刑に關して、犯罪人の善導問題に就き、抑壓よりも發生を獎勵する其主張を譯して、本誌に紹介するのである。

起訴時と性情關係

犯罪人は、違法により起訴を受けて、裁判に立つのである。彼は活ける人間にして、他の人と異りはない。完全にも非ず、純瘠にも非ず、彼は或傾向と性癖を有つてゐて、善なりと至極し、亦或者は其は悪なりと稱すると全じ理由である。此點は、犯罪人も裁判官も全じであるが、二個の機械に於て、其傾向の異なる度合は、決して全じにはゆかない。裁判官は、犯罪人につき、善か悪か、即ち彼等自身よりも善玉なるや、惡玉なるやを決定するかに於ては、勢ひ偏私を免れない、之を以て、犯罪人は、必ず起訴の内容に當面して立つ可きものである。

凡そ事件は、證據の限界が恒に擴張されて、犯罪人の生活全體に關係するものである。即ち、或犯罪行爲の企圖を證明して、起訴狀を以て、一方の者より起訴に及べば、先づ一致の點ありや、或は、關連を有する點ありや、總て明瞭にして後初て違法は成立する。然るに、彼は平

間へ復歸する一定の期間迄は、拘禁を受けるに至る。彼は細心なる處遇、懇諭且彼の天性に訴へられて、同情心を起し、情緒を表し、世間に復歸して社會的生存に適合するやう完成されなくてはならない。單に邪惡は抑制せよ、善良は増大せよと力なき常套語のみを使用すべきではない。彼の想像は涵養され、發心(宗教的要求)され、高等なる感情が力強く發生するに至らう。斯は恒に衷心より犯罪人に同情して之を救はんとする老練なる教師に依りて教養されるのである。此過程は病院に於ける處遇も變りはない。之に反して犯罪人を圍繞する多數の役目は僅少なる知識と教育を有する人のみを以て充たされ、此仕事の上には慨して不適當なる人々の集りである。徒らに犯罪人は、嚴格なる處遇を受け、犯刑時には、嚴罰を加へられてゐる。顧ふに、刑務所に於ける各勞作は犯罪人の身上を察するに余りあるものがある、彼等の發奮して苦役に安んずる僅少の強者はいざ知らず、其成績は稀である。彼等は入所時よりも、釋放時は一層具體的に貧しく、茲に將來の危險を脱れ彼を支持し能ふ二つの反省がある。即ち過去の記憶及全じ經驗が再襲する恐怖なのである。

幸福と生活にとり、恐怖たる最も大敵に、留意すると、私共が實感するのは、恐怖を懐ける原始人が、未知なる敵と危険を前にして、戦ふことである。貧苦、疾苦、災害、離愁の恐怖に留意すると、總てが私共に、取り之、迄の敵である。刑務所の受難に満つてゐる恐怖の嚴責は、害悪の他何物も生じない。生活は仁愛、共助、社會なる盡ざる進路を有す、生活は殘忍、無情非社會なる各方面を示す。之等の非社會的方面のものは法律に於て皆悉く有罪ではない。共助、仁愛の生活にせよ、或は危害、私慾の生活にせよ、恐怖は決して有機的反應に依るものでない。併し仁愛、情義、憐愍の感情に至ては少なくとも或限度は人の素質に具有するもので、有機的反應に依るものである。

抑壓より發生へ

刑務所に於ける收容者は、自分の身よりも、母、妻子、兄弟、友人の他の身につつき一層思念の深きものである。故に他の同房者と扶け勞るに當り、彼等は身の特權を忍んでまで種々なる贈答をしてゐる。其不幸を慰め扶け勞るの情は此階級に通ぜざる者の一驚に値するのである。

一般人は之等の痛苦の狀態を知る可く彼等と入所を伴にすれば其所に眞の熱い同情が湧いてくる。彼の傲慢と冷酷は何事も理解無きより來り、惰生活は専ら理解を共にするものである。世の有識者は犯罪人につき、或は少年保護につき、其他種々なる感化救済の美譽を標榜して善性改過の實を擧げんと説てゐる。併し惡が高等なる情緒の地盤を犯すに至ては如何に抑壓するも改善の効果は薄く庭園内に何物をも植えずして徒らに雜草を刈取るは愚なり、人間の生存は恰も庭園と同じく、他に何物かを發生せしめ充分に肥す可きである。若し雜草のみが刈取られて、敢て何物をも植えざる地には、自然は一層草深く蔓こるものである。人の感情と情緒は總ての人格を恒に改變してゐる。機械が發明されて人間が其れを使用する迄には相當に研究を遂げた結果自然と最善なるものが完成された。裁判所及刑務所は、最善なる教化を要すべき機械ならぬ彼等の受難者を有するに反し、最惡なる處遇をなし、受刑者をして再び自暴自棄に終らしめてゐる。(完)



米國ジョージア州の刑務所

青 柳 抄 譯

吾人はジョージア州社會局 (Department of Public

報告に普遍する正義の精神は、以下の文章に最も好く説明せられたり。

Welfare) と其の九十五の義勇刑務所の訪問委員會が、社會奉仕中一般に閑却せられたる方面に就ての有力なる攻撃に對して、衷心よりの祝意を表せざるべからず。是等の委員連に依て最近に公表せられたる九十五刑務所の狀態の分拆に依れば、一方には殆ど信を置難き程の不良狀態の刑務所あり、他方には亦主として市民の關與並に委員連の活躍に依て完成せる、眞に感動すべき刑務所もありたり。回顧すれば二年前にジョージア州の二百七十七人の最良なる市民 (best citizens) が、探究的にして長き多數の質問を提げて刑務所を訪問したることあり。彼等は固執的に探究を遂げたるが、其の結果は『各洲の郡刑務所組織内部の事情を最も完全に發表したるものにして、從來採集又は公表せられたる資料中之に及ぶものなし』と云ふことを得べし。

刑務所に收容せらるゝ者は、第一に法律を犯したりと云ふ理由、若くは犯さんとして訴追せられたる者であり、第二には極貧故に適當の時に裁判所に出頭する保證として必要な担保 (bond) を、完納し得ざる理由とからなり。若しも犯罪の爲に訴追せられたる者か、極貧にして法律の要求する担保を完納し得ずとすれば、其者は單に貧乏なりと云ふ理由のみを以て、刑務所に送致せらるゝなり。然らば論理的に云へば、或者は貧乏なるが故に刑務所に收容せらるゝとの結論を生ずべし。

刑務所收容の前述の原因を承認する者は、直に亦僅少の例外を除いて、千九百二十一年中に收容せられたる四萬人余の男子婦人及び小兒の大多數は、社會の貧乏にして不幸なる階級 (impoverished unfortunate class of

(Society)に屬する者なることを知り得べし。斯かる次第故、貧民が負債を消却し得ざるが故に收監せらるゝと云ふチヨージアに於ては、社會進化的道程が遙かに時代に後れつゝあることを知るに難からざるなり。

チヨージア刑務所は原則として刑事被告人の拘禁に使用せられ (used for detention of persons awaiting Trial) 懲役人には使用せらるゝことなし。(not for persons serving sentences) 但し僅少の例外あり。

刑務所に於て發見せられたる状態に關して、此分拆は (this analysis) 即ち或る刑務所中には或る良好なる特色を有すれども、大体に於て刑務所は州の誇るに足る營造物には非ざることを明かにせり。状態の概要次の如し。

此の研究中に報告せられたる刑務所の、七十七パーセントは其の設立の十五年以前に係れるものにして、三十パーセントは三十年以前の設立に屬せり。五十四パーセントは二箇以上の區劃 (more than two compartment) を備へざるを以て、兩人種の兩性を同時に收容し居る場合と雖 (When both sexes of both races are present at the same time) 恐らく之を分離し得ざるなり。而して斯かる事實は現に昨年四十三の郡刑務所に起りたり。

一セント、濯水浴 (shower bath) も又浴盤 (bath tub) もなきもの三十七パーセント、湯の接續 (hot water connection) なきもの七十四パーセント也。斯かる不適當の設備を以てして、而かも法律上の標準若くは強行的機關なくして、收容者の必要事項に對し人情設備を欠缺せる事 (neglect humane provision of the prisoner's needs) 研究せられたるが之れ決して怪むに足らざるなり。十六パーセントの收容者は敷物なくして就寝し、十一パーセントは不適當なるベットカバー (bed covering) を用ひたり。現に巡視の際十一刑務所の收容者は、寒さに憫みつゝあるを見たり。巡視は多く温暖の日に成されたるも (内部のペンキの塗替を必要とするもの六十五パーセント。被服 (clothing) 及びベットカバー (bed covering) の洗濯にして、收容者に依り房内で成されたるもの三十四パーセント。毛布は不潔にして、洗濯せずに入新者 (new prisoners) に交付し居るもの五十パーセントに及べり。垢じめる收容者に (for the filthy prisoners) 郡が被服の着換を (changing of clothing) 支給せざるもの九十三パーセント、不潔の被服を消毒せざるもの七十四パーセント、タオル、石鹼の備付なきもの、各七十七パーセント及び九パーセント也。入浴 (bathing) の強制的ならざるもの七十七パーセント、化粧台及び其の内部の、不潔にして非衛生的なるもの四十一パーセントなり。收容者の健康診斷 (medical ex-

研究せられたる刑務所中、二十一パーセントは耐火裝置 (fire proof) を有せず。三十一パーセントは看守が建物に住居せずして、終日終夜收容者 (prisoners) を監督することなく、彼等の成すが儘に (at the mercy of) 放置せり。六十二パーセントは適當なる床架 (adequate bunks) を有せず。二十六パーセントは採光竝に通風 (for light and ventilation) に充分なる、窓の面積を欠き、同時に窓の位置の不適當なるもの四十一パーセントを算せり。電燈の設備なき所十九パーセントにして、六十八パーセントは電燈の光暗くして夜間區劃に入ることは看守をして危険を感じしむる程なり。七十三パーセントは不適當なる暖房裝置 (inadequate heating facilities) を有せり。

亦上下水道の整理 (Waterworks or sewerage disposal) なきもの、十三パーセントなり。九十二パーセントは戸及び窓に日障 (doors and windows screened) なく、而かも三十六パーセントは炊場にすら日障を有せず、其の位置も刑務所に近からざるもの二十二パーセントあり。流し (running water) なきもの十六パーセント、掘付の洗盤 (stationary wash basins) なきもの三十七パーセント (amputation) を許可する刑務所は、僅て二所に過かず、同時に傳染性の疾病 (contagious and infectious diseases) にして隔離せられざるもの七十四パーセントとなり。刑務所の醫師にして、看守の求診ある場合に限り應診するもの、八十六パーセントに達せり。收容者一人一日平均食費六十一仙の規定なるが、刑務所の八十五パーセントは、日に僅かに食を給するに過ぎず。三十三パーセントは收容者の絶對的怠惰なる者にして、所内の掃除すら許可又は獎勵せられざる程なり。何種の娯樂も (recreation of any kind) 一例へは競技、書籍若くは雜誌等すら、(even games, books or magazines) 設備せざるもの四十一パーセント。宗教的奉仕を全々行はざるもの四十六パーセントにして、僅に不規則に行はるゝもの七十九パーセント也。暗室内の獨居拘禁 (solitary confinement in a dark cell) として、食糧竝に寢具を支給せざるものは、(with neither food nor bedding) 五刑務所なり。社會局に依り揭示せられたる救濟策は、地主刑務所の制度 (a system of district jails) を、州郡の共同管理に移すことを熟圖するに存す。

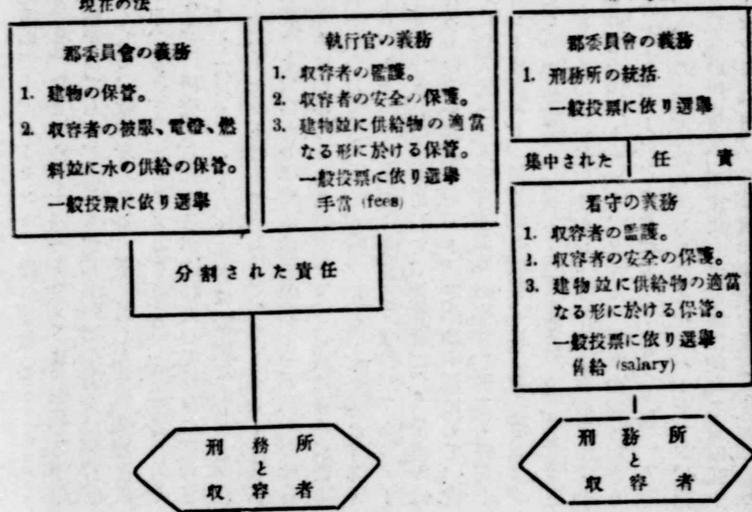
責任の分劃は現在の状態の基本原因の一を生ぜり。即ち委員及び執行官が、連合して共に直接に、投票者に責任を負ふことは、満足すべき競技の外形等かの意義を有するものゝ如し。救濟策にして最も推奨すべき點は、有給の看守の任命權に關する全權を委員に與ふるにあり。

當なる法律の強制に依て、アルコール中毒豫防の爲めに彼等が天然痘の蔓延防止若は狂犬の驅除に於けるが如く勇敢に——協力を成すべきではない乎。若しも結核病や窒扶斯 (tuberculosis or typhoid) に對する戦闘が、世間から看過せられ嘲笑せられ甚しきは、對アルコール戦に於て衛生官等の遭遇するが如き反抗をすら、受けなければならぬ様であつたならば、吾々の進歩は眞に遅々たる筈であります。アルコール中毒に因る死亡の統計は、健康に關する全問題の中で、アルコールの作用する方面の一部分を示したるに過ぎませぬ。而かも精密なる記録の中にも、アルコール以外の要素の作用せる分は示されて居ないのであります。學術的禁酒同盟會は、最近に衛生省 (Departments of health) から提供された材料に依て、亞米利加の十九大都市の人口二千萬人に就て記録の概要を完成致しました。右の十九都市の千九百二十三年に於けるアルコール中毒に因る死亡者は、千二百八十一人にして、禁酒の實施前の兩年即ち千九百十六年千九百十七年のアルコール中毒の死亡者は夫々千九百五十四人、千八百十七人であつたと報ぜられて居る。アルコール性死亡者は、(alcoholic deaths) 千九百十八年に

著しく減少を始めたのであります。此の年は恰も一方に於ては流行性感胃の猖獗を極めたる年でありまして、(influenza year) 又兼ねて「戦勝の爲めに」(to help win the war) 酒類取引の戦時制限並に節制の愛國的要求の成されました第一年に當るのであります。千九百十八年の右の事情の下に於て、其の影響は同年の他の状態一例を申さば、泥酔者の逮捕アルコール中毒の入院許可等にも窺はれるのであります。千九百十九年と千九百二十年は、恰も國民的禁酒の實施されました最初の十八ヶ月を包含致す年でありまして、十九都市のアルコール中毒の死亡者總數は最少點に達しまして、即ち三百五十八人と三百二十一人であります。其の後三年間に於て、死亡者は漸次に増加致しましたが、而かも前年よりも増加せるパーセンテージから云ふと、三年間の中で千九百二十三年が最低で、其總數は千九百十六年及び千九百十七年に於けるよりも、三十二パーセント低いのであります。彼の十九都市からの報告に依れば、アルコール中毒の死亡者數は、過去六箇年に於て之を千九百十六年、千九百十七年の兩年間の平均數を持續して行くものとするよりも、實に七千二百十九人の減少になるのであります。

附 表

郡 刑 務 所 の 管 理 方 法



アルコール中毒は豫防し得る疾病

青柳抄譯

何人もアルコール中毒で、(from alcoholism) 死ぬには及ばず。何故ならば其の被害は、多くの傳染性疾病の場合の様に、不意に襲ふものでなく、隨て其の豫防も確實に成し得らるゝことは、天然痘 (small pox) と同様にして、狂犬病 (rabies) よりも遙に確實なるを以てあります。然るに千九百二十一年の公衆團の統計に依れば、一定の統括區域 (in the registration area) に於て三病に基因する死亡者の數は、天然痘六百四十一人、狂犬病五十四人にして、アルコール中毒は實に千六百十一人を占めて居ります。天然痘に豫防の價值があれば、アルコール中毒にも夫がある可き筈であります。何故に市民、衛生局其他の保健機關は、(citizens and boards of health and other constructive health agencies) 彼等が他の豫防可能の疾病に就て、持てる所の經驗を用ひないのである乎。亦彼等は個人的行動、教育、智識的研究及び適

都市生命保險會社 (Metropolitan Life Insurance Company)

は、合衆國及び加奈陀に千五百萬人からの被保險者を持つて居るので、會社の實驗はアメリカ人の生活の横断面を好く包括して居るのであります。此の事實は十萬人の被保險者中、アルコール性死亡の割合を示す最も精密なる圖繪を生ずるのであります。十萬人の被保險者に付アルコール中毒死亡者の割合は、千九百二十三年に於て僅に三人で、之は最初の禁酒年 (the earliest prohibition years) に較べると高率ではあるが、夫でも尙禁酒實施前よりは著しく低率であります。(第二表、酒類取引の戰時制限が設けらるゝ以前、即ち千九百十二年—千九百十七年の六年間に於ける最低の割合は、千九百十五年の四人一分で、六年間の平均は四人九分であります。然るに禁酒期間の平均は僅に一人六分であります。都市の圖表にある場合の様に、「メトロポリタン」の實驗は (Metropolitan experience) 前年よりも増加せる割合は、以後の三年間の中では、千九百二十三年が最低なることを示せるが、之は云ふ迄もなく、増加の絶頂は既に過ぎたことを暗示するものであります。此點に關しては次の報告が、一定の結論を與へなければなりません。千九百二十四年の最初の三箇月に於ける、アルコール中毒の割合は更に低下して、十萬人の被保險者に付二人八分に

下つたのであります。

肝臟硬化症 (cirrhosis of the liver) に因る死亡數は、常にアルコール中毒に歸因するものではありませんが、多くは飲酒の習慣に關係を有するものでありまして、其の發生は一般に慢性アルコール中毒 (chronic alcoholism) の流行の一指數として見らるゝのであります。十九都市に於て、此の疾病 (肝臟硬化症) に因る死亡者總數の突然に減少したのは、千九百十八年で其前の兩年間の總數の約三分の一に減少したのであります。此の減少の原因が、流行性感胃、節酒、若くは其の他の原因の何れにあるやに就ては、記者は何とも申しませんが、然しながら其の數は減少を繼續し、且つ三年間完全に不變を維持したのであります。唯十九都市の報告に依れば、肝臟硬化症から來る死亡數は、千九百二十三年の總數千四百八十七人にして、千九百二十二年よりも二名の増加であります。千九百十九年—千九百二十三年の五年間の平均數は千五百二十二二人であります。或る衛生係官の諷示する所に依ると、アルコール中毒の死亡者數は、最初の禁酒年以來益々増加するの傾向を持つて居るが、其の死亡者の大多數は、恐らくは急激に多量の飲酒をなす結果、急性アルコール中毒 (acute alcoholism) を惹起せるに因する者であつて、反對に肝臟硬化症が確實に漸減するの

傾向あるは、其の原因酒に關係ありとすれば、夫は恐らく前よりも暴飲が確實に減少せることを示すものであります。

人間生活に於て、不良の酒より受くる弊害に付ては、茲に斷言するを得ませぬ、多數の市から報告された所の、アルコール中毒の死亡者數の中には、アルコール性中毒 (alcoholic poisoning) と、メチールアルコール (wood alcohol) に因るものを包含して居ります。アルコール中毒若はメチールアルコールに歸因する死亡者の追加報告の分百二十一人中、五人は別箇の記録を持つて居ります。此の百二十一人中の八十二人はシカゴより報告せられたもので、紐育は之等の二つの條項に付て、一定年間の記録を有して居ります。千九百二十三年に、メチールアルコールで死亡せるものは六人で、千九百二十年、千九百十一年と全く同數であります。

若し是等の百二十一人を「アルコール中毒」の死亡者に加へるならば、其の總數は千三百七十一人で、同一の都市に於ける千九百十六年千九百十七年の、アルコール性死亡者の平均數よりも約六百人の減少であります。右様の次第であるから「不良」の酒が或る死の原因になるを承認すれば、「良好」の酒が都市の隅々にある何千と云ふ酒場に行渡る日が來れば、アメリカの大都市に於

て、千九百二十三年中に尙六百人若は夫以上の正味減少を來すことになるのであります。都市生命保險會社の實驗に依れば、アルコール中毒の死亡率は千九百二十一年よりも高いけれども、メチールアルコールに因る死亡者は、千九百二十一年七十一人、千九百二十二年三十六人で、千九百二十三年は最低の二十七人でありませぬ。若し此の事實を以て「良好」の酒が、今日密賣者達に依て供給されつゝあることを意味するとせば、他の數字 (アルコール中毒) の死亡數は「良好」の酒の不法の供給はアルコール性死亡の損害を増加するものと云はざる可からず。千九百十九年と千九百二十年の實驗は、此一箇の原因から生ずる死亡數に關して、抑制すべき點を示して居るのであります。

アルコール中毒—豫防し得る疾病である所—に因る人間生活の繼續的浪費の抑制を有効に且つ繼續せしむる爲めに協力的努力をなさざる乎。

第一表、十九都市に於ける、アルコール中毒及び肝臟硬化症に因る死亡。

各都市の衛生省は總人口三十萬人以上の中から、アルコール中毒及び肝臟硬化症に因る死亡者の總數に付ての統計を、左表の如く調製致しました。其の都市は、ニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、デトロイト、

裁判官と假釋放法

藤井郷 三(譯)

最近の普通議會に於て有罪者は最長刑期二分の一満了後に於て假釋放を爲すを相當なりとせる法律案第三九七號に關し極めて興味あり且つ重大なる論評が判事(裁判官)スターン氏(Stern)及びマツク、デヴィット氏(McDevitt)によりて爲されたり。スターン判事は本法律案は理論的には良好なるも實際的には其の目的に適合せずと言ひ又惡漢(Bandit)が或る犯罪をなして十年の最長刑期を受くると雖其の犯罪者は五年目の終りに釋放される事は殆んど疑ひなしと言ふ事を知り居れり。即ち若しも彼の刑務所に於ける(服役中の)行狀が善良ならばその科せられたる最長刑期の二分の一の期間終了後には必ず釋放されると言ふ事を豫期せるものなりと確言せり。同判事は該法の適用(効果)上最も弱き點を指摘せり、氏は即ち受刑者は有益なる又能く法律に服従する人民として充分なりと認めし時に於て釋放すべきものなりと言ふ事を包含せる其の一般原則には同意せり。假釋放審査

法 放 釋 假 と 官 判 裁

クレイヴランド、セントルイス、ベルチモア、ポストン、ピッツブルグ、ミルウォーキー、ロスアンヂェルス、サンフランシスコ、ワシントン、ニューアーク、シンシナチ、ニューオルレアンズ、ミネアポリス、インヂアナポリス、シヤトル等。	アルコール中毒に因る死亡	肝臓硬化症に因る死亡			
一九一六	一、九五四	二、七〇五			
一九一七	一、八一七	二、七〇五			
一九一八	八二〇	一、九七九			
一九一九	三五八	一、七四〇			
一九二〇	三三二	一、五〇三			
一九二一	五〇三	一、三九五			
一九二二	八二八	一、四八五			
一九二三	一、二六一	一、四八七			
×× 流行性感胃並に酒類取引に關する戰時禁制の年。					
×× 戰時禁酒の六ヶ月。					
××× 憲法上の國民的禁酒の最初の年。					
第二表、都市生命保險會社の十万人の被保險者に付て、アルコール中毒の死亡の割合。					
一九二二	五、三	一九一六	五、一	一九二〇	〇、六
一九二三	五、二	一九一七	四、九	一九二一	〇、九
一九二四	四、七	一九一八	一、八	一九二二	二、一
一九二五	四、一	一九一九	一、四	一九二三	三、〇
一九二四	(最初の三ヶ月)	二、八			

法 放 釋 假 と 官 判 裁

員會 (The Board of Inspector) (一九二三年六月十一日より假釋放評議會 (The Board of Trustees) と稱せらる) は假釋放するの價值ありと認めたる收容者を假釋放に付すべきことを當該刑務所長に勸告するの權能を有す。

裁判官のみならず他の如何なる利害關係人と雖も此の審査員或は評議員の此の處置に對しては之を批判する事を得ず。ペンシルバニヤ (Pennsylvania) 州に於ては之等各會は一般に他の事業に従事し活動し居れる人及び全く無報酬にて誠實に公務に従事し得る社會に高き地位を有する男女により構成せられ居れり。されど彼等は各犯罪者の考察に充分なる時日を費すべく期待し特に任命せられたる委員と同様に其の問題に充分の注意を考察を爲す事を得ざるは明らかなり。斯くの如き委員會が假釋放の特典を與ふる事に就ては其の假出獄資格者 (Candidate) の性格及び精神作用の考察決定に充分なる知識を有する専門的職員によりて構成されざるべからず。拘禁中の受刑者の品行は必ずしも假釋放許可裁定の基礎となる最も確實なる導子にはあらず、法は品行及行狀の何れをも單獨の標準として注視すべしと規定し居らず。『斯くの如

き假釋放申請者 (Applicant) は法に違反することなく自由に居住し生活するを得べしと言ふ正當なる見込ある』時に假釋放を推薦することを得と規定しあり。此の見込たるや假釋放申請者の拘禁中の動作によりてのみならず彼の過去の經歷の精密なる調査及精神病専門醫の診定によりて決定せらるゝなり。多くの強盜 (Bandit) 及び不正犯罪者は刑務所に於ては行狀正しくする様善導され居れども而かも放免後には再び直ちに以前の犯罪及び不正の經歷を辿るに至るものなり。

本州に於て假釋放により釋放せられし者の中七十五%は充分に矯正され單に二%のみ失敗に歸し其の犯罪行為を再び爲すに至りし事を記憶せざるべからず、尙二三年間東部懲治監 (Eastern Penitentiary) に於ける人員が其の設備の收容力以上に増加し又不幸にして千二百人乃至千四百人は無職なりし事をも併せ記憶せざるべからず。茲に於て、時々『監督官によりて假釋放不許可の決定を申請者に與へらるることあり』。何となれば彼等は怠惰の極精神を腐らす故に勞働せしむべく試むる方途に良好なるが故なり。

吾人は各法律が一九一一年以來科せし多くの判決より

も其の適用が尙より以上重大なりし一九〇九年以前の約五十年間、立法部によりて適用せられし判決の減刑 (Commutation of sentences) が効果ありし事實に就き辯護士協會 (Bar Association) 及び各裁判官が注意を爲さん事を望むものなり。吾人は行狀良好者に對する減刑の原則 (主義) に對し本州の裁判所或は辯護士協會が反對せりと言ふ事は未だ嘗て聞かず。此の法に依れば二十年の判決を受けし受刑者は若しも其の成績が良好ならば十二年三ヶ月の期間に於て釋放さる此の法の適用は普遍的なりき。近時吾人は二十年の判決を爲されし犯罪者は十二年三ヶ月にて釋放せらるるが故に釋放不認可の不平は毫も聞かざりき、然らば十年にて同じ犯罪者を釋放し又は釋放せざる法律に對する此の叫びは何が故なるや？吾人は他の特殊の性質たる立法の此の仁慈の點 (Point) につき反對者等の注意を促さん。減刑の法律 (Law of Commutation) の下に於ては二十年の判決を受けし受刑者は釋放後の動作狀況報告を爲し或は釋放後社會に對し安寧秩序を保たざるべからずの義務なく十二年三ヶ月の終りには絶對的に釋放さるものなり。

せし受刑者等は十年の終りに釋放さる。されど彼等は假釋放執行官 (Parole Officer) に對して毎月動靜報告を爲すべき義務あり。尙又其の殘期が満了するまで監視を續けらる。吾人は何れかと言へば法律が、犯罪者の釋放に就ては十二年三ヶ月の終りに完全なる自由を與ふるよりも寧ろ十年の終りに監視者に服せしむる方が良くはなきやと眞面目に問ふものあり。

吾人は假釋放審査局 (Parole Board) は法律に精通せる人、適當なる醫師、精神病専門醫、社會事業家、(Social Worker) 善良なる人 (Good man) 等を以つて構成し設立せんととのスターン判事の提議には賛成を爲すものなり。吾人は「不確定の判決が基礎となると言ふ原則は合法にして且つ犯罪に對する處置の確定的方法として知らるるに至ることを信ず。」依て吾人は此の法を廢止せざる様、或は其の効果を破壊せざる様、法の尙有効なる施行を保證すべく努力を爲さざるべからず。

ペンシルベニヤ刑務協會々長
イー、エム、ウキスター
アルバート、エツチ、ボタウ
ゼー、エフ、オール、
フライデルフイヤーにて

秘 書

立法委員會委員長
ゼー、エフ、オール、
フライデルフイヤーにて

記 察 視 ザ ン ガ ル モ

ベ ン シ ル バ ニ ヤ 刑 務 協 會 々 長
シ ン シ ョ ン 刑 務 協 會 々 長
バ ン ナ 刑 務 協 會 々 長
イ ン ン 刑 務 協 會 々 長
ニ ュ ー ヨ ー ク 刑 務 協 會 々 長
ア ー ジ 刑 務 協 會 々 長
ア ー ジ 刑 務 協 會 々 長
ア ー ジ 刑 務 協 會 々 長

二月八日。
モルガンザ
に於て。茲
はペンシル
ベニア・ト
レーニング
・スクール
(練習學校)
の所在地で
學校はワシ
ントン郡の
領する處)を有つてゐない。その必要はな
いと信じてゐるのである。新たに收容され
た少年は何處でも明きあるコツテージへ
送られ、直ちに職員及び女兒の委員の手に
預けられるので、程もなく常規の生活に入
るのである。我々の見る所では到處に秩序
は善く保たれて、容易に犯され難い。或る
規則などは設けられてゐない。或るコツ
テージでは女兒達が午時の食事に行く處で
あつたが、彼等は一列とか二列とか三列と
か規則立つて歩調を合はして、聲も立てず
話もせず行進するようなことはせず、殆ん
ど大家族が食卓に就くように十分近くて彼
等の席に就いたのである。其内の一人の女
兒は短い祈禱を捧げた。それから皆で善く
整つた家庭に於けるが如く靜かに談話を交
しなげら食事したのである。食事も旨いも
のであつた。

制服といふべきものもない。女兒は自分
達の着たいと思ふスタイル地質のものをも多
くの中から選んで着ることができるのであ
る。特別な職衣といふものはないと信ずる。
男兒にも女兒にもなすべき作業は數多あ
るのであるが、一方には遊藝競技體操等は
學校の科程に入れられてゐて、むしろ管理
方法の手段となつてゐる。
作業の方では、園藝は季節に應じて行は
れ、且つ廣い農場では耕作畜産は勿論果樹
栽培養蜂等農業のあらゆる種類の行はれる
十分の機會が持つてゐる。
我等一行は此の學校の事業は單に事實の
記載以上に値するものであるとの感じを抱
いて茲を出でたのである。

豊饒な丘陵地の中に建てられて、四圍の風
光は絶佳である、學校は州立で、七八才よ
り二十才までのチュベナイル・デリンケン
ト (犯罪少年) を收容するのである。コツ
テージ・システム (處々にコツテージ) 別荘
風の小屋を建て、收容する組織) である。
教室を參觀する。男兒にも女兒にも出来
るだけ普通の學校で進せれると同じ學校
が維持されてゐる。二次方程式を巧みに解
いてゐた。歴史語の初歩も可なりによく覺
えてゐる證據が見受けられた。
我等一行は女兒の收容されて居る處々の
コツテージに案内された。監官ベン氏はレ
シーピング・コツテージ (最初に收容者を受

女兒は家庭の仕事及び専門の職業につ
いて教養を受けるのである。
各コツテージには紀律違反の小過失を裁
判する收容者のコミッテイ (委員) があ
る。減食は罰として科せられることは決し
てない。密室禁閉も決して行はれないこと
と思はれる。

珍らし象皮病患者

奉天滿鐵病院の久保田橋本兩博
士は一ヶ月に亘り蒙古地方の巡回
診療に従事し研究材料をあつめて
ゐたが蒙古人の象皮病患者を一名
つれ歸つたこの患者の患丸は重量
十五貫目周囲六尺あり十數年來痲
痺して歩行する事が出来なかつた
醫學研究資料として非常な珍患者
であり世界一の舉である。

(Prison Journal, April 1924)

圖書運用の方法に就て

〔其三〕 尾原 静 乘

第三章 圖書貸與の方法

受刑者より官本借覽の申出を受けたる時は出願の書籍を書棚より引出し、一定の證（貸與證又は貸與票と稱し其雛形の一斑既報の如し）を同書籍の一定の場處に貼付し、舍室又は工場へ貸與す。

「神戸」並に「盛岡」の如き『カード式巡回目録』なれば出願の書籍は必らず書庫在本の譯なるも、其他の方法に依る時は、出願の書籍、書庫に無き場合あり、此の場合然るべき代本を選定するか、又は「出願の書籍目下書庫に無き旨」を本人に告知せざるべからず。

右告知の方法、適實ならざれば不平又は苦情の種となる事多し、注意を要すべき事なり。

之に就て目下二三の箇所にて行はるゝもの、簡明にして要を得たるものと思料せらる、即ち左の如し。

再 通 願 知	出願の書籍は他に貸與中に付き 他書二三を本紙の裏面にて申出 らるべし
------------------	--

〔説明〕右は小形の紙片に印刷し置き、出願の書籍無き場合、借覽願へ本文を付箋し、出願者へ通知す。
〔用意〕右に基き再願を申出たる場合は努めて他より運用し出願者へ満足せしむること。

第四章 圖書室の整美

一、圖書室の位置

多く教務室へ近接する場處を選むの觀あるも、實際に於ては收容者の舍室に、近接する方、便利なり。

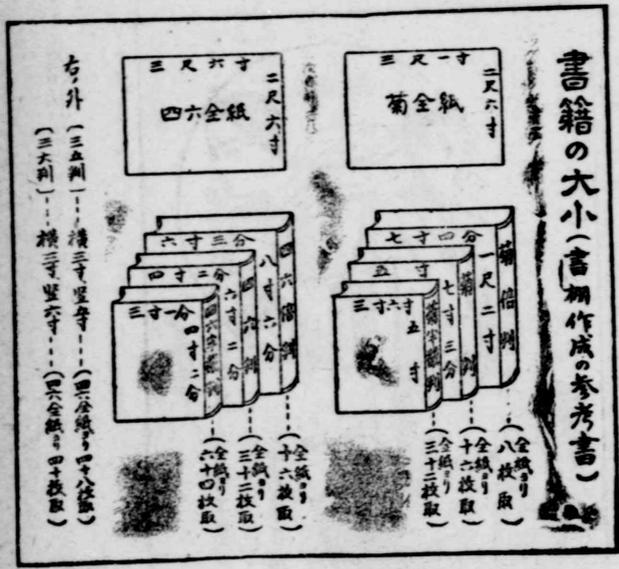
二、書棚の構造

体裁と便利の二方面より考案設計のこと。

三、圖書の配列

イ、「いろは別」の配列方法
ロ、「種類別」の配列方法
ハ、圖書の大小別配列方法

○右何れも長所あるも、大体を種類別とし、種類別中、更に圖書の大小に依り配列すること運用上



甚だ便利なり。
而して右何れの配列に依るも「圖書目録」との聯絡を要するものとす。
○専門家の稱ふる圖書の大小別左の如し

四、圖書取扱臺

狭小にして不堅牢なる机にて、多数の圖書を取扱ふとせば敏速は到底期し難きことなり、茲に於て、完全なる圖書臺を設くるは能率を擧ぐる第一義なり。

右圖書取扱臺は郵便局に於ける郵便區分臺の如く廣くして堅牢なるものを理想とす。

圖書を取扱ふに際し、圖書を、其他人の通行する土間又は板間に置き平然たる人あり、如斯は圖書の保存上にも、教化上にも有害なりと信ず、此の點よりするも圖書臺は必要なり。

五、圖書運搬用具

圖書室より舍室へ、舍室より圖書室へ圖書を搬入する用具、各刑務所に於て一様ならず、或は函を用ゆるあり、或は風呂敷を用ゆるあり。

風呂敷の如きは書籍の保存上に不爲なるは勿論にして且つ頗る不休裁に觀ぜらる、記者の見たる範圍にては竹籠（丈夫なる特製品）最も輕便なり、試みに竹籠の雛形を示さば左の如し



他に適當なる新案器具を使用せらるゝ向あらば寫眞又は圖而御通報を望む。

犯人の指紋を陸軍でも取る

我國では現在司法省行刑局、警視廳及び大阪府、福岡縣兩警察部の四箇所でハンブルグ式に幾分修正を加へた指紋法を採用して犯人の檢舉に資して居るが最近警察方面で檢舉する犯罪人の中で確に前科者であることを認めても指紋臺帳に登載されてゐない者が非常に多いので種々調査の結果是等の犯罪者は多く陸軍方面の衛戍刑務所へ入所した者なることを發見した、然るに陸軍の方で指紋を取つてゐないため如何ともすることが出来ない、先頃來警視廳側から陸軍當局に折衝を重ねて陸軍でも同様指紋を取ることに内定したから近く實施されるだらうと。



佐賀刑務所 (七月十日映寫)

當日は近來稀なる暑熱なりしに拘らず一同極めて静肅に觀覽し、殊に觀覽の範圍擴張せられたる結果新に此恩恵に浴せる收容者の喜は一入なりき。

攝政宮殿下御成婚に際して收容者の多くは減刑の恩典に浴し感泣せる處なるに、今面前に其當時の實況を拜し、兩殿下の御英邁なる御尊影さては莊嚴なる儀禮の數々を拜し奉りて、何れも深く感謝の狀を表し、皇室の御案榮を祝福し、忠誠報恩の念に燃ゆるものあるものゝ如くに見受られたり。次に兄弟全四巻は従来の映面に比して一

層能く人間味のこもれるものありしを以て、一同熱心に觀覽し、説明の一語一句も聞き澄まじと云ふ緊張振りを以て咳拂一つするものなく、殊に彼の專太郎兄弟が貧困なる生活の内において中絶じく、孜々として働き病める盲目の母に事へてベストを盡して孝養せる場面を見る中には流石感極まりて嗚咽せるもの多かりき、如何に今回の映面が深き感激を興へしかば其翌日工場に出役するや否や嘔吐の間に作業用鑿を以て、左手環指第一關節より切断して改心を誓へる者ありしに徴するも之を想像し得べし、尤も右行爲に對しては、其心情は同情すべきも、自傷の心得違なることを懇々説諭し將來を深く戒め置きたり。

而して映寫の回数果爾るに従ひ、説明も漸く熟練し來れるも、若し彼の專太郎が夜遅くまで観覽に歩きしも、一向に賣れず、空しく財布を眺めて途方に暮れつる途端、何者か投げ込まれし懐中を見て、ふと慈心を生じ、我物として持ち取り、母と弟を歎き母は亡夫の位牌に十圓札を供へて感泣するに、專太郎は亡夫の靈に對し、此心の閃を覺て、其苛責に苦み、食事も碌々喉を通らず、終に弟正治に觀覽せられ、其眼

を受けて、鬱然として悪夢より自覺したる場面の説明が、今一般の熱心と深刻とを持ちしなれば、一層深く徹底せしと思へり。又成年受刑者の觀覽映面としては專太郎の懷中に墓口を投込みし惡漢が、山田巡査に逮捕せられて後、彼の二少年の孝心に感じて悔悟するの一事を望ましく思ふことなりき。

福岡刑務所 (七月八日)

東宮殿下御成婚式狀況、及兄弟を觀覽せし收容者感想録を認めし者五十八名有り、其感動の狀を類別して其概要掲記すれば左記の如し。

「東宮殿下御成婚の盛儀」

- 一、刑餘の身にして長くも東宮殿下の御婚儀並に奉祝の盛況を觀せて頂き、只管皇恩の優渥なるに感泣せり。 三十七人
- 二、慈仁深き殿下の御影を拜し、感激に堪へず、今後は殿下の大御心に副ひ奉らん事を期せり。 五人

「兄弟」
一、孝子兄弟の正しき行動と自己の少年時代よりの不良行爲と比較熟考して儆戒の

念深し、將來は必ず之に習ひ、孝養を盡さん事を誓ふ。 二十七人 二、私は兩眼不自由なる母を思ひ浮べ、感悔無量必ず改心すべしと考へたり。

三、妻が十二歳を頭に二人の子を連れ居るが、如何にして生活し居るかを思ひ浮べ涙に咽びたり。 二人

四、出立後は此感すべき少年の如く父母に孝養を盡し、兄弟にも友情厚き人たらん事を期せり。 八人

五、兄を思ふ切なる諛言と純なる心に導化され毅然として身心に目覺めたる専太郎の尊き行爲には深く感ぜり。 一人

六、少年時代より悪事を覺へ、數十年親と別れ、親子兄弟の情と云ふことを何共感ぜざりしが、今回初めて美しき尊きものなる事を了解せり。 三人

七、誘惑恐ろしきもなく、又悪人に成功者無しと深く感ぜり。 二人

八、行刑當局者が如何にせば収容者を改善し得るか、其御苦心の程が察せられ、深く反省する所ありたり。 六人

九、映寫數回は屢に印象を獲ず事に於て

(ロ)孝悌惻惻なる弟の純真なる心に動かされ雖然兄の過てる心を取り返さしめたる場面は人間の性は善なり、正は邪に勝つ眞理を直覺せしむると共に自身過の行程に於て早く過を悔ひ改めざりしを強烈に自覺せしめたること。

(ハ)生活上の収入に就ては飽く迄奮闘し健實に漸進に確固不動の成功を期するは眞面目に働くに在るを痛覺せしめたること。

(ニ)警察官は國民の味方なることを感知すると共に、刑務官も亦在所者の味方たることを自覺せり。

(ホ)悲劇の場面中に楚々たる女性の現はれたるは、却て觀覽者の心を攪亂し、落ち付きたる心を浮薄にせし嫌あり。

長崎刑務所(七月十一日映寫)

兼に觀覽範圍を擴張せられたる結果として、前回に比し稍多數の者を同一教誨堂に集合せしめたるに拘らず、一同終始靜肅殊に皇太子殿下御成婚賀祝詠寫の際は一層緊張し衷心歡喜感謝の意を表し最も敬虔なる態度を以て觀覽を了し、次に兄弟の映画に對しても一同等しく其境遇に同情せるは

辨説教誨に勝る所ありと感ぜり。 一人 一、寫眞觀覽衣格の擴張を難有く感ぜり。 二人

廣島刑務所(七月廿三日)

攝政宮殿下御成婚御儀の實況並に兄弟を觀覽せしめたるに、酷暑の折柄なるに拘はらず、一同感謝の念と緊張味とを以て靜肅裡に之を觀覽し、多大の感激を興へたるのみならず、其間一人の暑熱の苦を訴へしものなし、映寫場に當てたる教誨堂屋根に臨時大なる通風器を取り付け、且場内には満水せる、四斗樽十數箇を配置し、又觀覽者各自をして冷水を盥濯せる手拭を携帯せしめたるのみならず、從來一席に觀覽せしめたるを、特に二席に觀覽せしめたる事多少なりとも、暑熱の苦を防止すべく工夫を凝らしたる結果、觀覽者は其注意と厚意とに對し、痛く感謝の意を表せるを認めたり。

尙ほ當所三次支所は全月廿四日、尾道支所は廿五日何れも本所同様觀覽せしめたり。

(一) 攝政宮殿下御成婚御盛儀の實況に對して 感激の概況

何れも皆我國民性自然の發露とも云ふべく、今回の映画は行刑上効果妙からざりし事を確信するも、只其畫面に於て善因善果の理法を具体的に表現せざりしは聊か遺憾なしとせず。尙出來得べくんば映寫班巡回員に對し相當休業の日數を興へ、然して映寫に際しては其説明に充分注意を拂ひ更に最善の努力を切望して止まざるなり。

△職員之感想 一、東宮殿下御成婚の映画を拜觀するや、御成婚當時の感想を新にし、筆紙には顯はし難き感喜の情ありたり。

二、兄弟の映画は一般に感動深く、収容者に於ても殆んど嘔り泣きせる有様なり

三、希望、材料は大体に於て適當なるも彼れ兄弟の純真な努力の結果として遂に成功の域に達したる所まで映画ありたく感じたり。

若松支所(八月十七日映寫) 行甲第一六三九號御通牒に依る範圍内の

(イ)右映画の讀寫前所長より活動寫眞の撮影は教化を以て骨子とせるに付苟も誤樂の氣分を發揮するが如きことあるべからず、殊に本映画の讀寫に際しては毫も不謹慎に涉るが如き行動あるべからざる旨一場の注意的訓示を興へたる爲め觀覽者は頗る謹嚴なる態度と敬虔なる心とを以て御盛儀を拜觀せり。

(ロ)皇室の御繁榮を壽き奉ると共に、皇基彌が上にも鞏固ならんことを祈念し、皇室尊崇の思念を強大ならしめたり。

(ハ)陸海軍並に國民の熱誠なる奉祝振りを目撃し、聖徳の廣大なるに想到し斯の御盛儀を在所中に於て迎へたる根事は全く我自牀の不覺に基因すること。

(ニ)森嚴にして神々しき御婚儀の御模樣を拜觀し、婚儀は實に人生の一大事たる事を感知せり。

(一) 兄弟の部 (イ)遊び盛りの年頃なる兄弟が貧困と苦と戦ひ、切々孝養を盡くせる場面を見ては觀覽者各自の兄弟、對する愛情と父母に孝養を缺ける點に對し、痛く自覺を促がし、此映画を觀て泣かざる人は學子にあらずと迄斷言せしめたり。

收容者に限り觀覽せしめたるに自由を拘束せらるゝ受刑中の身に於て此殊遇に浴するは過分の恩典にして當局苦心の存する處とし、感謝の意を以て高潮すると共に、一同緊張し、皇太子殿下御成婚の實況に對しては始終敬虔の態度を以て拜觀し、現に都下幾多の居住者すら親しく此の盛儀を拜觀するの光榮に浴するを得ざりしならんにも、斯る境遇に在る身に於て例合映画なりとし、前に拜觀し得たるは無上の光榮なりとし、衷心感謝の意を表し、「兄弟」の巻に就ては其孝行に當面し、只管慚愧に堪えざる思ひをなし、就中專太郎が己が着用せる外套を脱ぎ、密に其母に被せたる時、正次が專太郎を諷むるときは、思はず暗涙に咽び、感動の状深きを認めたる次第にして教化上至大の効果を收めたりと思料す。強て映画そのものを批評すれば、映画の筋は教化用として間然する處なしと雖、出演俳優の態度及表情に於て遺憾とするとるゝとせず、病床に在る母の歡喜の情充分表れず又專太郎が悔悟せる刹那の鮮明を欠ける等要するに熱に乏しきの觀ありたり。



▲潮位變化による地震豫報

鏡子洞候所では検潮器による地震豫報法の研究中であつた事は前に報道した通りであるが八月六日夜の九十九里ヶ濱を震源地とする地震でいよ／＼確實に地震の豫知の可能な事が認められた、即ち最近潮位は次第に上昇し殊に七月卅一日から八月六日まで普通三尺五寸から四尺以内であるものが豫て危険点としていた四尺を越えつひに六日夜の地震を見たさうして翌七日からは潮位は再び安全圏内の四尺以下に復したためである。鏡子の潮位は昨年の大地震前五月頃からは毎月平均潮位が安全圏内の四尺を突破し上る一方でその絶頂の九月になつて大地震を見たのであつた、これによつて鏡子における潮位が四尺以上になる時は必ず相當程度の地震を伴ふことが明らかに證明されたのである、前田鏡子洞候所長は『房總半島の恐いのは陸地から卅里乃至五十里離れ

た太平洋中にある地震帯の活動であるがこの活動は百年目位に起るので安政元年十一月に東海道、南海道の大地震、海嘯あつて未だ七十一年にしかならぬからその活動期に入るのはもう卅年位ある、従つて當分はまあ安心だ、しかし潮位による地震豫報がかく殆ど確實となつた以上今後潮位に大變化がある時は適宜警告を發する考である」と。

▲木材の防虫防腐防火新劑

林學博士 志賀泰山氏談

従來は防腐劑として普通「クレオソート」を用ひたが、それには完全なる機械装置を以て薬液を充分材心に迄注入しなければならぬ。

大仕掛な機械装置によらず、簡単な塗布法を以て、地下に埋設する木材の腐朽を防ぐには防濕防虫防腐の特效を有する藥劑をえらぶべきは勿論、塗布後即時に乾燥固著して、極めて堅牢なる耐久性の厚き被覆を形成する所の固形劑を使用するのが最良法である。この目的に副ふべく私の發明した固形木材防濕防虫防腐劑は、これを「エスバリウム」と命名したが、この藥劑を木材に塗布すれば、即時に乾燥固著して、極は

めて堅牢なる厚き被覆を形成し、地中にありて十數年間、よく防濕防虫防腐の效力を保持する。用法は、木材殊に地上へ一尺ばかり、及び地下埋設する部分をよく乾かしその表面を掃除し置き、別に「エスバリウム」片（木材面一平方尺につき四十匁乃至四十六匁）を鍋に盛り炭を以て加熱し、溶解せしめてよく攪きまはし刷毛でそれを木材面に塗布するのである。枕の如きものは地上へ一尺ばかり、及び地下全部、水道木管の如きものは表面全部に塗布する。

なほ陸上、地中、水中の如何を問はず、木竹材を完全に防腐し、木材に對して有害なる総ての虫類、菌類、海藻類、貝介類を殺滅し、豫防するものに「エゾール」がある。これも私の最近の發明で、淡褐色を有し揮發性なる稍重き液體である。しかも木材に滲透し易く、一旦滲入すれば決して逸出することがない。そしてこれを添劑せしむれば、材中の催腐性物は即時に一變して不揮發物となり、虫類は勿論、顯微鏡的微生物たる「バクテリア」も直に殺滅せられ、再びこれらの侵害を受くることがない。次に防腐劑としては西洋でもいろいろ研究し相當に效力のあるものがある。例へば硫酸アンモニア、磷酸アンモニア、タンゲ

ステンソーダ等の如き。けれどもこれ等は水にあつてと溶解するから雨に打たれる所には使へないのみならず、これは防腐の效がない。否寧ろアンモニアを含有するものは防腐には有害である。

私の發明せる防火劑は水に溶解せず、且防腐の效も強大である。しかも無色無臭、殆ど透明の液體である。

此の液を塗布若しくは浸漬した木材は、火にあつても可燃性のガスが出來ない。熱を受けても空氣に直接當らぬから燃えなない。更に熱が強くなると薬は溶解して纖維を覆うてしまい、今一層高熱にあふと、中から火焰を消すところのガスが出るやうになつてゐる。一旦この藥劑が木材に浸潤すれば、永く水に漬けて置ても發散することがないので、效力は永久的である。茅葺の屋根もこの藥劑を塗布すれば、防火防腐思ひのまゝである。鐵山の支柱にこの藥劑を塗布すれば火を發するやうなことはない。

▲牛乳の効用と

飲用に付ての注意

牛乳は新しき組織を造るに必要な其の成分を含んで居る。すなはち牛乳はそれのみで骨を造り、肉を造り、毛を生やし、爪

元來、小兒の胃腸は自然に乳を消化するに適するやうに出来てゐてその牛乳を消化する機能は寧ろ大人よりも旺盛活潑であります。されば牛乳は病人には却て害があつて胃腸の丈夫な健康體にのみ適するものと考へねばなりません。かゝる理由により牛乳はその用法を誤れば胃腸を害して、却て榮養不良に陥り飲めば飲むほど身體を害することになりますから、この點を御注意せねばなりません。

▲酸味ある食物の効果

吾々の身體はなを水の流るゝが如くに常に古き組織がそれに代はりさへすれ決して、老衰するとなくイツも若々しくあるべき筈です。老衰は必ずしも自然的に起るのではなくして、主としてわれわれの日常の飲食物の關係から來たもので、分かり易くいへば、身體の組織内に種々なる老廢物質例へば礦物質などが沈澱して組織や血管を硬化するによるものであるからしも、常に酸味ある果物か漬物とか若しくは食酢を用ひたる料理とへば壽司、酢漬けなどすべて酸味ある食物を用ひれば自ら酸類の爲に組織を硬化する物質が溶解せられて、不老若がへり法の第一歩を邁むことになる。

大正十三年六月中入出所並月末在所人員

△減

越 員入 所出 所現 員 前月末日 前年同月 增 減 現 在 未日現在 前月比較 前年比較

受刑者	三五、三五五	二、八四〇	三、〇六〇	三五、一七五	三五、三九五	四〇、三〇三	三三〇	△	五、一八
刑事被告人	三、三三三	三、三八〇	三、四九八	三、一五四	三、二七三	二、九三三	一八	△	一七一
勞役場留置者	一三七	二二八	一九六	一四九	一二七	一三六	三三		三三
乳兒	八	五	三	一〇	八	一三	二	△	三
總計	三八、八〇三	六、四四三	六、七五七	三六、八〇八	三六、八〇三	四三、四三五	三二四	△	四、九四七
男	三七、七九九	六、三三七	六、五三一	三七、五〇五	三七、七九九	四三、二五	二九四	△	四、六三〇
女	一、〇〇三	二六	二二六	九三	一、〇〇三	一、三〇	三〇	△	三三七

叙任

任司法政務次官叙高等官一等	熊谷直太	保健技師ニ任ス九級俸下賜廣島刑務所勤務ヲ命ス	司法屬	天津	剛(同)
任司法參與官叙高等官二等	岩崎幸治郎	九級俸下賜 死亡 保健技師 中矢 豐久(松山)	看守	牧野研正(小田原)	
給三級俸	監獄通譯 關萬藏(神戸)	行刑局兼務ヲ免ス 參事官 大原昇	千葉刑務所	岡部常	
同	看守長 伊勢谷常三郎(山田)	免本職小菅刑務所勤務ヲ命ス	長典獄	相墨傳三郎	
同	同 宮地 健次郎(支所)	補千葉刑務所長 前橋刑務所	長典獄	小橋川昭慶	
給四級俸	同 松山邦助(函館)	補前橋刑務所長 佐賀刑務所	長典獄	大原公平	
同	同 堀正浩(三池)	補佐賀刑務所長 函館刑務所	長典獄	福村太三郎	
同	監獄通譯 神本直助(横濱)	補函館刑務所長七級俸下賜	德島刑務所	柏木幸平	
同	看守長 藤井武利(三池)	補德島刑務所長 青森刑務所	長典獄	鈴木重靜	
同	同 賀内利吉(山口)	補青森刑務所長 沖繩刑務所	長典獄	宮崎德安(廣島)	
同	同 山内末吉(巢鴨)	五級俸下賜	看守長		
給三級俸	司法屬 長谷川 鐘太郎(行刑局)		宮城刑務所勤務ヲ命ス		
給五級俸	看守長 大原 虎夫(同)				
給六級俸	兼司法屬 仁科 正次(同)				
月俸七十圓給與	同 津久井 作司(同)				

司法省行甲第一三一九號

大正十三年八月二十九日

司法省行刑局長 泉 二 新 熊

刑務所長 震災當日記念ニ關スル件依命通牒

來ル九月一日ハ昨年大震災ノ當日ニ當ルヲ以テ東京府及神奈川縣ニ於テハ當時ノ慘苦ヲ記念シ勸諭貯蓄ノ精神ヲ震災日務所ニ於テモ亦此ノ趣旨ニ於テ左ノ各事項ヲ嚴肅ニ實施相成候様致度候

一、九月一日午前十一時三十分以後一齊ニ作業ヲ罷ムルコト
二、同日午前十一時五十分汽笛又ハ「ベル」ヲ鳴ラシ時刻ノ注意ヲ爲シ同時刻收容者一同各自一分間默想反省ヲ爲スコト
三、午後震災ニ因リ死亡シタル者ノ追悼會ヲ行フト共ニ將來ノ平安ヲ祈念スルコト

司法大臣官房保護課長通牒(大正十三年八月二十八日)

旅客運賃ノ割引ヲ受クル保護團體ノ名稱及所在地ニ關スル鐵道省途中改正ノ件通牒

據記述中變更並ニ追加ノ件鐵道省ハ交渉中ノ處今般同省ヨリ別紙ノ通各縣ニ傳達出候條御了承相成度候
追而關係團體へハ所轄官廳ノ長ニ於テ可然傳達相成度候
第六一四號



加藤首相の

聲明

加藤内閣總理大臣は去九月一日左の聲明を爲せり

聲明

大戦終結ノ後既ニ七年、歐米列強ハ夙ニ財政經濟ノ整理緊縮ヲ斷行シ、其ノ國民亦能ク奮然トシテ力ヲ勤儉ニ致シ、戦後經營國力ノ充實兩ツナガラ既ニ見ルベキモノアリ、觀テ内ニ顧ミルニ帝國ハ戰時經濟界ノ好況ニ潤蒸シテ人心一タビ度ヲ失ヒ、輕佻浮華ノ風隨テ生シタル以來節制ノ加ヘ難キモノ、茲ニ二年アリ、一面戦後ノ反動ヲ得テ經濟界ノ不況ヲ來タシ其ノ整理安定未タ成ラサルニ際シ慘烈無比ノ災禍ニ遭遇ス、財政上ノ負擔ハ歲計累年ノ膨脹ト相俟テ頓ニ重キヲ加ヘ一般ノ消費亦爲ニ繁キヲ致ス、産業ノ萎靡貿易ノ逆勢愈々著シク邦家ノ前途憂慮ニ堪ヘサルモノアリ是レ正ニ朝鮮疎遠トシテ戒慎シ決然起テ國運ノ發展ヲ期圖シ戮力一致民風ヲ作興シ勇斷以テ難局ヲ打開ヲ策スヘキノ秋ナリ、畏クモ九重ニ於テカセラレテハ深ク世局ヲ轉念アラセラレ客年十一月國民精神ノ作興ニ關スル 詔書ヲ煥發セラレ國家興隆ノ本ヲ固クスルノ道ヲ示サセ給フ、然レトモ積年ノ頽風ハ今尙ホ之ヲ一轉スルニ難ク奢侈浪費ノ習未タ改マルニ至ラサルハ洵ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリ、不肖就任以來銳意聖旨ニ副ハムトシ先ツ庶僚ヲ督勵シテ官

大正九年十二月達第七九二號旅客運賃ノ割引ヲ爲スヘキ孤兒院、養育院、感化院、矯正院、免因保護會等ノ種類、名稱及所在地ニ關スル途中改正ス

大正十三年八月二十二日 鐵道大臣 仙 石 貢

- 矯正ノ部ノ左ノ如ク改ム
筑波學園 茨城縣筑波郡小田村
星華學校 千葉縣香取郡多古村
多摩少年院 東京府南多摩郡由井村
城東學院 東京府南葛飾郡松江村
城東學院 東京府南多摩郡稻城村
少年啓成會 東京府芝區白金三光町
東京親隣館 東京府芝區榮町
井之頭學校 東京府豊多摩郡武藏野村
錦華學院 東京府北豐島郡上板橋村
神奈川縣佛教少年保護會 橫濱市大岡町
神奈川縣橋本郡保土ヶ谷町
廣二義塾 京都市上京區田中關田村
浪速少年院 大阪府三島郡春日村
立正舍 大阪府北河内郡友呂木村
社北學寮 大阪府東北郡鳳町
生駒學院 大阪府中河内郡大莊村
共善會 大阪府南河内郡下莊村
大阪府會 大阪府三島郡高槻町
少年美成會 大阪府泉南郡下莊村
南海學園 大阪府中河内郡意岐郡村
少年公德學園 大阪府中河内郡意岐郡村
免因保護ノ部中同曹洞宗報功會東京小石川區金富町金剛寺内ノ次ニ同東京出雲人保護所東京市神田區元柳原町ヲ同神奈川縣佛教慈德會橫濱市根岸町ノ次ニ同各津少年院後援會神奈川縣足柄下郡足柄町ヲ加ヘ鳥取縣給産會ノ所在地ヲ鳥取市大字西品治ニ依實縣報功會ノ所在地ヲ佐賀市ト多布施町ニ改ム

紀ノ振肅ヲ遂行シ由テ以テ一披綴紀ノ肅正ニ資スルヲ念トシ、中央地方ヲ通シテ行政ヲ整革シ冗費ヲ節シ、餘資ヲ捻出シテ財界ノ安定國力ノ振興ヲ圖リ更ニ養澤品等ノ輸入税ニ關スル法律ノ制定其ノ他各般ノ施設ニ依リ現下ノ難境ニ對スル國民ノ自覺ヲ促シ奢侈安逸ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉力行ノ美風ヲ振起セムコトヲ期シ

茲ニ震災一周年ノ日到ルニ方リテ當時ヲ回想スルニ百年拮据ノ都邑一朝ニシテ大半廢墟ニ破シ光景慘憺人ヲシテ今尙ホ膺ニ粟スルヲ覺ヘシム、爾來一年復興ノ事業前途固リ遙遠ナリト雖而カモ基年ナラスシテ生業ノ回復見ルヘキモノアリ認ム艱苦ニ耐ヘ窮乏ヲ忍ヒ鼓勵緊張大ニ自ラ任スル者ニシテ初メテ能ク斯ノ如クナルヲ得ヘシ、既ニ此ノ猛烈タル努力ノ體驗ヲ經タリ、今乃チ當時以來ノ記憶ヲ新ニシ意ヲ決スル所アラハ克己自制以テ陋習ヲ打破スル蓋シ手難ノ業ニ非サルナリ願フニ深刻ナル印象永ク拭フヘカサル時ノ日ヲ出發點トシテ勤勞ヲ尙ヒ業務ヲ樂ミ無爲徒食ヲ斥ケ年來ノ情風ヲ一轉シテ齊シク紀律節制アル生活ニ入ルハ當サニ爲ササルヘカラサルノコトタリ、不肖ハ國民力深ク自ラ當時ノ心ヲ喚起シ相率キテ實質剛健ノ風ヲ興シ進ンテ世局匡救ノ負擔ヲ分チテ以テ聖旨ヲ對揚スルニ於テ遺憾ナカルヘキヲ信ス而シテ是レ實ニ不肖ノ切ニ期待スル所ナリ

司法保護事業大會開催

輔成會にては司法保護事業大會を九月五日より七日迄三日間芝公園芝中學校に於て開催した、恰かも同會創立以來滿十周年に相

當するので、加盟保護會七百十五を夫れん所轄せる刑務所に遷
移して出席を求めたところ、出席者は四百十五名で、大會日程は
五日午前十時開會、鈴木會長の開會の式辞あり、牧野宮内大臣、
若槻内務大臣、岡田文部大臣、横田司法大臣、澁澤社會事業協會
々長宇佐見東京府知事、永田東京市長、の祝辭あり六日は午前八
時より宮城を拜觀し、午後二時より輔成會提案の二協議事項、加
盟保護會の提案せる三十二協議事項に付き協議會を開く、輔成會
の提案せる協議事項は左の如し。

(1)保護會に於て刑務所の製作品を利用する最良の方法如何
(2)被保護者の増加に従ひ保護方法を改善するの必要なきや
七日は午前九時より下村宗教局長、小山檢事總長、午後一時よ
り山森審判官の講演あり、午後六時より上野精養軒にて出席者一
同に對して晚餐を供した。

監獄法の改正

愈よ來議會に提案

司法省の懸案であつた監獄法の改正案は大體の成案を得たので
來議會に提出する事になつて居るが今回の改正は根本的のもので
名稱も監獄法を行刑法と改め其内容に於ても未決既決の拘束取扱
を全然區別し既決に對しても從來の劃一主義を排して改悛者に對
しては漸次拘束を緩和し最も改悛の情著しき者に對しては未拘束
の自由を與ふると共に其他の點に於ても時代に適應すべく改正し
たものであると云ふ。

八王子刑務支所の改築

商事調停法

冬の議會へ提案

「商事調停法」と云ふ變つた法律が來るべき冬の議會に司法省
から提案される、僅に十數條の法案であるが其及ばず範圍影響と
は頗る多く、既に脱稿され議通と共に直に實施する手筈にな
つてゐる、施行區域は東京、大阪、京都、神戸、横濱、名古屋の
大都市に限られるらしく、右法案の内容に就て司法當局は語る、
「本法は我國では最初の試みだが歐米諸國では早くから實施され
非常に好成績を擧げてゐる、要は商取引の保護を目的としたもの
で相互に取引上の利害關係から訴訟となり永い間争ひ抜いて勝負
が付たのでは多額の費用と年月を費し、勝つた方は威張る負け
方は口惜しいから感情を昂奮させ將來永く取引も出来なくなる、
其處で勝負を付けずに互に譲歩せしめることにするで斯界に精
通する實業家を調停委員に囑託し平和に急速に和解せしめるので
民事政策として一日も早く實施したい考へである。

今年から羅馬で開かれる

萬國布教博

伊太利では本年十二月から來年十一月まで、一ケ年に亘つて大袈
裟な萬國布教博覽會をローマ、ベチガム宮殿で開催する事になつ
た、此程我國へも外務省文部省を通じて出品の交渉があつた、そ
れには基督教は云ふ迄もなく、神道、佛教方面にも参加方歓迎あ
り之れは快諾に決まつた尙ほ先方の希望としては寺院の模型、經
典、佛像、佛具また神道の器具、經典等をも出品して貰ひ度いと

女受刑者を收容する八王子刑務支所は今回改築する事となり、
それが爲に同所收容者百名を栃木刑務支所に送りそれと同時に男
受刑者が入り代ることとなつたが同所は此機會に外形内容共に一
新される模様である。

借地借家處理法愈實施

燒跡の借地人借家人を保護すべく臨時議會で立法された借地借
家處理法は愈々十五日から實施されることになつた、此施行の任
に當る今村東京地方裁判所長は語る「本法は社會政策を含んだ住
宅緩和の目的に出たもので、(一)家は焼けても元の借家人に借
家権がある、随つて地主又は家主が其地所に新築したら舊借家人
は先きに借りる権利がある、(二)地主家主は借地借家人から權利
金を取れるが暴利を貪ることは許さぬ、(三)借家人が家主の承諾
を得て新築した場合本来ならば借地權の轉貸をして無効であるが
今度の法律では此轉借地を有効と認める、(四)地主が燒跡を他人
に譲り渡した場合にも元の借地借家人は新所有者に對しても權利
を主張することが出来る、之等の争ひに對しては勤めて調停によ
つて處理したい考へて、取敢へず左の四ヶ所に調停判事を派遣す
ることとした。

- (一) 東京區裁判所
 - (二) 麹町區富士見町出張所
 - (三) 下谷區二長町出張所
 - (四) 本所區林町出張所
- 手續は至極簡單で書面でも口頭でも五十錢の印紙さへ出せば調
停が願へるのである。

の申込みで同時に日本の産業衛生狀態等を知るの出品物を希
望し、特に日本の美しい團體を知り度い爲めに、皇太子殿下御慶
事の活動寫眞をお貸し願ひ度いとの申込みである、これは今期中公
衆の拜觀に供したいとの事で、多分希望が入れられる模様である。

試みられた

レコード・コンサート

進歩した行刑の一つの形式としてレコード教化が立案された
は吾々の最も欣快とするところであるが、その實施に際して行刑
當局は一應之れを實際的に試みる必要あるを認め、八月二十三日
小菅刑務所に於てその最初の試みをした、この日正木司法書記官
は刑務協會の近藤氏を伴ひ、新に選定されたレコードを携へ同刑
務所を訪れたのであつたが、この訪問が突如として行はれたので
收容者たちの驚きと悦びは異狀に示された午後六時工場を早退した
收容者たちは何のために一堂に集められるのかを審りながら出て來
て見ると思ひがけなく、蓄音機の喇叭が彼等に對してゐたのであ
つた。

先づ有馬所長より今回のレコード教化實施の趣旨が述べられ、
次で正木書記官は立つて、行刑當局が收容者に對して行刑の効果
を顯著ならしむるが爲に、種々苦心せること、それが現はれて
『人』の發刊となり、『映畫』の巡回となり、更に今回のレコード
の採用となつた所以を説き、今夕はその新しい最初の試みをする
のであるから、諸子は全國の諸子の友達の代表者として、當局の
希望する趣旨を體して、靜肅に其の効果多く、今夕の『レコード
の夕』を過して貰ひたいと述ぶるところあり、それより演奏をし

たのであつたが、演奏の度毎に一々のレコードにつきて近藤氏よりその内容に備知識となるべきとを説明した。何しろ試みのことであるから、演奏したレコードも数枚に過ぎなかつたが、それらは次のものであつた。

ヴァイオリンセロ

一、アベ、マリヤ (Ave Maria)

聖母に對して、神の恵みを感じ、法悦のこゝろをのべたもので、讚美歌の中にある極く静かな宗教的哀音を帯びたものである。

二、常陸丸 永田錦心

説明するまでもない、日露戦役時代の非壯な物語である、愛國心の養成と性懲りみ、不人道を憤る心を興させるものである。シンミリと聞いてゐた。

オーケストラ

三、森の鍛冶屋 (The forge in the forest by Pryor's Band)

これは一種の描寫曲であつて、森の鍛冶屋の一日の生活状態を描寫したものである。先づ始めに黎明の時が来る。静かな森はほのぼのと明け染む。安らかな時に眠つてゐた小鳥がツロツ／＼起き出して囀り出す、すると鍛冶屋で飼つてゐる鶏も起きてコケコツ／＼と啼く、雀がチュウ／＼と鳴る、だん／＼あたりが賑やかになつて来ると、教會の鐘が清らかな朝の空氣を通して朗かに鳴り渡る鍛冶屋さんも起き出したらしい。やがてお祈りもすみ朝の食事もすんで鍛冶屋さんは仕事にとりかゝつた。トテンカン、トテンカンと聲氣のよい鐘の音がする、かくして尊い労働は続けられ彼等は悦びと共に詩のやうな一日を過すのである。この曲は叙上のありさまが眼に見えるやうに仕組まれてゐる、そしてこれを聞く労働生活が、非常に美化され詩化

東 西 南 北

會 報

第十六回刑務官練習所の開始

刑務官練習所の實務練習は既報の如く、八月二十一日より開始された、開始當日内地各刑務所より入所せる男子五十八名を一同に本會に集めて泉二所長より訓示、香川常務理事より注意あり、それより一同は小菅、市谷、豊多摩、巢鴨の四刑務所に夫れ／＼配置されて、所長の指導に従つて實務の練習をして居る。女子入所生及び朝鮮、臺灣よりの入所生は此實務練習には加はらない、實務練習は九月十日に終了し、十一日に入所式が舉行されて、引き続き學科の授業開始さる、實務練習開始當日の泉二練習所長の訓示、香川理事の注意左の如し、

(八月二十三日記)

泉二刑務官練習所長訓示

刑務官練習所入所式は來る九月十一日舉行の筈なれども、實務練習は本日より開始さるを以て、一應本所長並

されたものとして受入れられるのであるが、西洋音楽に経験ない收容者たちのことであるから、そこまでは感受しなかつたやうであるが、描寫の巧妙さに吊込まれてしまつてゐたことは事實である。

浪花節

四、乃木大将墓参 東家樂燕

これも浪花節を聞いてゐるものなら知れ渡つたことである。日露戦後乃木大将が江州安土へ奥墓に行かれた時の話で茶店の老婆が我子を旅順の戦役で死なした怨言を愛兒を二人までなくされた當の大將とも知らず愚痴るのを聞いて我身のことはさておきそつと涙される將軍の情もあり義もある人格を讚美したもので、彼等は十分に感動した。

五、Old folks at Home by Kreutzer

有名な世界的大音楽家のクライスラーの演奏にかゝるもので黒人の歌ふ單調な旋律で綴られてゐる。咽び泣くやうな弦聲に感銘を興へる。

△試られた音盤は以上のものであつたが、それからすぐに病室を訪れ今度は屋外から窓に向つて放送した。彼等は思ひがけない美しいメロデーのおとずれに起るとの出来なかつた病人でさへ起き上つて聞いたほどあつた。涼しい初秋の夕を流るゝ音の調べはつい今先きの演奏よりも余計に音楽的效果があつた。彼等の感謝は豫想外であつた。

長い拘禁の生活をしてゐる小菅の收容者たちは「音」に對して餘えて居り、それで敏感である。それを非常に望んでゐた。それがこれから時々かなへられるのだから、彼等の満足とその反應も大方察しられる。聞くところは八月三十一日の天長節に林間で催された時には『小野訓導』の琵琶歌に涙したものが随分あつたとの

びに理事と諸君と對面する機會を作り、且つ一場の御注意をして置く爲め、茲に御會合を求めたる次第なり。

諸君は入所選抜試験に合格して入所された優秀なる人々なれば、本所長は諸君に大いに期待し居れり。昨年九月には關東地方未曾有の大震災に遭遇し、刑務所の被害亦甚大にして、應急の施設、戒護等の爲めに職員を増員を要し、又かゝる災變に處する事務を経験することは、實務練習の上からも好機會なれば、九月十一日より開始されし刑務官練習生に、東京四刑務所の事務を補助せしめたる所、良好なる成績を挙げたり。

故に諸君に對して本年も昨年に倣ひ、東京附近四刑務所に於て實務練習し傍ら震災復舊工事の補助を御依頼することゝなれり。或は御迷惑に感ぜらるゝやも知れざれども、諸君の爲めに有益でもあり又刑務所の補助にもなる事なれば、一舉兩得と思料す。

未だ殘暑酷しく、又任地とは氣候風土、生活状態等變はり居れば、健康を害せざる様各自重され度し。云々

香川常務理事の注意

實務練習の指導は總て刑務所長に御依頼してあるから萬事刑務所長の指圖に従はれ度い、素行の修らぬやうな

事があつて品性を傷けるので價値を下げる又定められた門限の時刻に遅れて歸へるやうな事があつては全部の者の迷惑になるから規律を守つて指導に従ふやうにし、日常萬事に就て失誤のないやう各自戒められ度い、來月十一日からは市谷刑務所の寄宿舎に全員入舎される様に目下工事を急いで居る、一同寄宿舎に入られたなら練習所から通知する事や注意する事も一樣に出来るがそれまでは分屬された刑務所長に萬事をお願するのであるから、左様御承知ありたいのであります、實務練習の成績は夫れ〴〵所長から當方へ通知されることになつて居るから奮勵されたい。尙昨年の大震災後東京市街も漸次復舊は進んで居るけれども、その當時の面影を偲ぶべき痕跡も残つて居るから被害程度を知るのも一得であると云ふよりも大なる教訓を受けられるだらう、又東京は全國の文化の發源地にして、此處を中心として地方へ文化が流れて行く趨勢を俯瞰し得られるから、余暇あらば可成見聞を廣める様に心懸けていたゞき度い。専修の學術方面に勉強するは勿論であるが又社會方面の見聞を廣めることは大なる學問であつて、一生の利益であらうと存じます。云々

入所者氏名

刑務所別	氏名	刑務所別	氏名
市谷	山路庄五郎	市谷	田中重勝
豊多	岩崎權五郎	豊多	立石晋作
巢鴨	齋藤茂三郎	横濱	一見貞藏
浦和	納見平一郎	浦和	早坂力之輔
千葉	前田喜作	水戸	柏榮壽
宇都宮	小堀廣司	静岡	大井梅三郎
甲府	原田勇	長野	佐藤秀次
長野	古林豊四郎	新潟	角尾外茂雄
京都	剛谷久藏	京都	井上外作久
京都	田中彦次郎	大阪	磯邊岩吉
神戸	木村直満	神戸	山口房吉
奈良	平野良輔	滋賀	南部太吉
徳島	宇山宗雄	徳島	山口昌一
高松	藤本政一	高知	氏次武雄

報

名古屋	長谷川 健太郎	名古屋	山田利助
名古屋	佐久間金松	名古屋	野口清作
三重	落合重太郎	三重	下田龜太郎
富山	松井次則	岡山	西田剛一
廣島	前田孫太郎	松山	有田和一
山口	長宗隆一	山口	古賀文七郎
松江	布施寛三	三池	岡村保容
長崎	大坪源太郎	大分	野崎茂吉
佐賀	杉町太郎	熊本	河野幾雄
小倉	安藤荒喜	山形	渡邊長八
鹿兒	山下直次郎	青森	成田助次郎
宮城	芳賀國藏	旭川	鶴羽菊藏
山形	土肥繁次郎	岩國	廣國茂一郎
札幌	佐々木昇三	宇都宮	字都宮女監
飯沼	橋本義二	(栃木)取締	三浦まつ
京都	伊藤志津	(廣島)女監	友光芳野
(宮津)取締	中村松太郎	(三才)取締	久留米
福岡	吉田太郎	(山形)同	小田切こう
山形		(米澤)同	小林吉三郎
		京城	長守

西大門	羽金 政吉	大田	黒木哲美
清津	成澤鶴	平壤	長守 角田林二
大邱	諏訪兼章	光州	川合茂男
木浦	高昌鳳	開城	古川勝雄
金泉	結城孝壽	臺北	磯野兼松
臺南	長守 鷺田彌四郎		以上七十五名

學科並びに講師は左の如し。	刑事政策學	山岡万之助
歐米行刑制度 附沿革	附沿革	正木 亮
行刑法 (衛生作業ヲ除ク)	衛生作業ヲ除ク	松井和義
同 (作業) 及實務	實務	岡部 常
刑務所會計法規	會計檢査院書記官	景山 榮志
行刑衛生學	司法省衛生官	芥川 信
同	司法省衛生官	河野 純孝
刑法總論	司法省參事官	武田 慧宏
刑法各論	司法省參事官	泉 二新熊
刑事訴訟法 第一、二篇 三章迄	司法省參事官	大原 昇
	司法省參事官	鹽野 季彦

同 第三篇 第四篇 東京控訴院檢事 森山 武市郎

假出獄制度 司法書記官 正木 亮

犯罪心理學 文學士 石井 俊瑞

倫理學 文學士 佐々木 英夫

作業心理及智能検査 海軍中佐 安藤 謙次郎

少年法及釋放者保護概論 保護課長 宮城 長五郎

法學通論 法學士 垂水 克己

指紋實習 扇谷 與三

行刑沿革及實務 本會理事 香川 又二郎

操練 水谷 嘉市

實務演習 小菅、豊多摩、市谷、巢鴨刑務所へ

洋航中の辻理事よりの消息

本年七月下旬英京倫敦にて開催さるゝ萬國刑務會議に出席前、米國の刑務並びに保護事業を視察する爲め途中同國に上陸された辻司法書記官より泉二行刑局長宛に左の消息あり。

謹啓其後は旅中取紛れ兎角御無音に打過ぎ敬禮仕候處昨今は内閣更迭に伴ひ御公務如何計り御多忙に被爲入候事と遙察罹在候
諸米國は豫て承知せるが如く各所の參觀手續極めて

簡單にて且相當好過し吳れ萬事都合に有之候得共何分にも目下は政治期にて典獄局長等に面會するを得ざると紐育刑務協會 (C. P. S.) 主事の助力を得る能はざる爲め Mr. Case に面會せるに萬事大井囑託に於て調査濟なれば同人より聽取するを便宜なるべしとて二三質問を發するも一向に取合ひ呉れず一自然其の詳細を盡すを得ざるは遺憾に不堪候殊に小生視察の範圍は旅程の都合上桑港・ボストン、市伽古、紐育等既に先輩諸君に於て詳細調査済の箇所に有之故に取り立て、御報告申上ぐる程のことも無之候得共大休觀察としては將來の計劃は暫らく措きて各州を通じ殆ど何等見るべきもの無く Mental Test, Cleaning-house 等の新計劃の如きもまだ漸く實行の初期に在るのみにして Sing Sing

分類刑務所の竣工も速き將來に在りと稱せられ又作業状態の如きも一向に感服出來ず New York City Penitentiary は常時千數百人を拘禁する大刑務所なるに不拘 Bakery, coal unload, macadamizing of Roads の外所謂刑務作業なるものなく、所内生活の不秩序暢氣さ加減驚くに絶え申候唯二三御紹介の價値ありと思料せらるゝは

用被下度中には Report 様のものも有之候先は御無音申譯旁近況申上度如斯に御座候 早々敬具
大正十三年七月七日
泉二局長 殿
在紐育 辻生

泉二會長の住居
泉二行刑局長は本會々長に就職後も市谷富久町の本會會宅には轉宅されないで、依然東京市外澁谷町下澁谷一七八番地の自宅にお住ひです、往々富久町へ書面など差出さるゝ向もあるさうですから念の爲めにお知らせ致します。

主事の更迭
休職典獄補伊藤忠次郎氏は一昨年八月本會並びに輔成會主事に就職以來會務に盡瘁されたるが、去る八月官命に依りて復職し、小菅刑務所に勤務することゝなつたので、本會並びに輔成會の主事を辭せられた、在職中に於ける功勞に對しては深く感謝すると共に前途の多幸を祈る、後任は市谷刑務所より江村繁太郎氏が典獄補休職となつて本會並びに輔成會主事の職に就かれた、今後會務益多端に向はんとするに際り君の手腕に待つ所が頗る多い、切に兩君の自重を祈る。

一、拘留刑務所例へば Manhattan City Prison (daily average 600人) に於ては面會人出入口の特設しあること一 寫眞参照

二、刑務所事務所は概ね解放式にして一般 Office の体裁と同様なること。

三、昨近紐育、市伽古、ニウチア州等に山憲事件亦行囊事件の如き兇惡犯罪續生し大いに識者の注意を喚起し居ること、而して是等は一面に於て教育問題として重視され居るも他面に於ては之を Psychiatric に解決せんとするの傾向著しきこと一 別便新聞切り抜き及び雜誌第二九號参照

四、Mass. 州に於ては稍完全なる御用主義を採用し Public Institution の需要品の製式を一定したること一 別便第二六號参照

五、County jail の設備並に管理の不完全なること一 別便 National Committee on Prison and Prison Labor 出版 Copies 参照

六、建物の多くは五六十年前の建築にかゝり居房は概ね格子造り獨居式なること一 一九一六年竣工の Westchester (N. Y. S.) County Penitentiary 及 Joliet 新刑務所の Reception-house 居房は我國と略は同様なり何れ視察要領は獨塊に落付きたる上整理し御高覽に供したく存居候右参考書等は餘り格好のもの見當らず只小生の参考として數十冊購入小生宅(牛込富久町)名義にて送付致置候間若し御役に立つ様候は、御使

用被下度中には Report 様のものも有之候先は御無音申譯旁近況申上度如斯に御座候 早々敬具
大正十三年七月七日
泉二局長 殿
在紐育 辻生

泉二會長の住居

泉二行刑局長は本會々長に就職後も市谷富久町の本會會宅には轉宅されないで、依然東京市外澁谷町下澁谷一七八番地の自宅にお住ひです、往々富久町へ書面など差出さるゝ向もあるさうですから念の爲めにお知らせ致します。

主事の更迭

休職典獄補伊藤忠次郎氏は一昨年八月本會並びに輔成會主事に就職以來會務に盡瘁されたるが、去る八月官命に依りて復職し、小菅刑務所に勤務することゝなつたので、本會並びに輔成會の主事を辭せられた、在職中に於ける功勞に對しては深く感謝すると共に前途の多幸を祈る、後任は市谷刑務所より江村繁太郎氏が典獄補休職となつて本會並びに輔成會主事の職に就かれた、今後會務益多端に向はんとするに際り君の手腕に待つ所が頗る多い、切に兩君の自重を祈る。

辯護士 大澤眞吉 著

少年保護論

裝幀未プリン美木
四六版五百頁
定價金貳圓五拾錢
郵稅內地金拾貳錢

社 會 庭 家
に 於 け 重 大
に 於 け 重 大
は 何 何
問 題 問 題

本書は單に不良少年問題を一つの社會相として叙述したる報告書にあらず、如何にすればこの重大問題を解決するを得るやと云ふ著者衷心の念願より徹底的に講究したる得難き結晶なり、即ち單に心理學、教育學的のみ本問題を論ぜず之を生物學、進化論の方面よりも討究せる稀に見る良書なり、必ずや斯學研究の士竝に斯業家の満足を買ひ得んことを信ず

發 行 所 輔 成 會 出 版 部
東 京 市 麴 町 區 法 省 構 內

明治二十七年二月二十六日(第三種郵便物認可)
大正十三年十月一日發行(毎月一回一日發行)

日 本 法 政 學 會 刊 行 一 冊 一 日 發 行